

「AX プラットフォーム構想」に係る企画競争に関する質問及び回答 (Q&A)

最終更新日 2026 年 10 月 30 日

独立行政法人情報処理推進機構

※質問及び回答は、回答内容が確定したものから順次掲載しています。

項 番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲 載日
1	I. 公募要領 II. 契約書	P.6/P.14	6.3 支払の条件 第16条(支払)	契約書(案)第 16 条第 3 項に関し、2027 年 3 月末までに概算払を受領することは可能でしょうか。可能な場合、適用基準(対象経費、額の算定方法及び承認条件)と、そのための申請期限をご教示ください。	事業者から希望がある場合には、概算払に対応することを想定しています。支払時期については、Phase 0 または Phase 1 の終了時など、各フェーズの実施状況や成果を確認できる時点をご想定しています。 なお、対象経費、支払額の算定方法、承認条件および申請期限等の具体的な手続については、契約締結後、受託者と協議の上で決定します。	2026 年 10 月 19 日
2	III. 仕様書	P.46/P.52	4. 対象地域・対象企業/8.2.3 AI ハンズオン研修	参加予定の 3 地域・15 社程度から選出される受講者について、想定される AI・開発経験は、①AI 未経験、②チャット型	受講者の経験水準としては、主に「チャット型生成 AI の利用経験がある」水準を想定しています。ただし、参加者全員の AI・	2026 年 10 月 19 日

				<p>生成 AI の利用経験のみ、③コードエディタ等を用いた AI 駆動開発の経験あり、のうち、どの水準でしょうか。また、複数の水準が混在 する前提で研修を設計してよいでしょうか。</p>	<p>開発経験を同一の水準にそろえることは予定しておらず、AI 未経験者や AI 駆動開発の経験者を含め、複数の経験水準が混在する可能性があります。</p> <p>したがって、複数の経験水準の受講者が参加することを前提として、研修内容をご提案ください。</p>	
3	Ⅲ. 仕様書	P.52	8.2.3 AI ハンズオン研修 /8.2.5 研修環境の整備	<p>AI ハンズオン研修の実施環境について、ローカル環境またはクラウド環境の指定はありますか。指定がない場合、①参加企業の PC 及びローカル開発環境、②参加企業が利用するクラウド環境、③受託者が提供するクラウド環境、④受託者が貸与する PC を、参加企業または受講者の状況に応じて使い分ける提案は可能でしょうか。</p>	<p>研修では、参加企業が利用している既存のクラウド環境を使用することや、参加企業の PC にローカル開発環境を構築して使用することは、原則として想定していません。また、受託者による研修用 PC の貸与も想定していません。</p> <p>研修受講者が用意する PC から利用可能な、一定のセキュリティ水準を確保したクラウド環境を、研修内容に応じて受託者が提案・提供してください。</p>	2026 年 10 月 19 日

4	Ⅲ. 仕様書	P.49/P.52	7.3 業務実施に係る費用及び経費内訳書/8.2.5 研修環境の整備	<p>研修用 PC が必要となる場合、受託者が PC を購入し、参加企業に譲渡または貸与すること、及びその費用を事業費として計上することは認められますか。貸与する場合、事業終了時の回収の可否、所有権の帰属及び回収後の再利用・譲渡・廃棄等について、指定または制約があればご教示ください。</p>	<p>研修用 PC については、受託者による購入、貸与または参加企業等への譲渡は想定していません。研修では、研修受講者が用意する PC を使用することを想定しています。</p> <p>受託者には、研修受講者が用意する PC から利用可能な、一定のセキュリティ水準を確保したクラウド環境を提供し、Phase 1 のハンズオン研修および Phase 2 の PoC 開発研修に参加できる環境を用意していただくことを想定しています。</p>	2026 年 10 月 19 日
5	Ⅲ. 仕様書	P.50～51	8.1.1 広報物の作成	<p>ランディングページの掲載先は、貴機構のウェブサイト内と、受託者が用意する環境のどちらを想定されていますか。また、サーバー及びドメインの準備・保守の担当主体並びに、見積りに含めるべき公開期間と運用作業（更新、問い合わせ対応、障</p>	<p>ランディングページは、IPA が用意するサーバーに掲載します。サーバーおよびドメインの準備・保守、ならびに Web サーバー自体の障害対応は当機構が行うため、受託者の業務には含みません。</p>	2026 年 10 月 19 日

				害対応等)の範囲をご教示ください。	<p>また、事業に関する問い合わせ先には当機構の連絡先を掲載する予定であり、受託者による問い合わせ対応は想定していません。</p> <p>ランディングページの更新は、事業期間中に 3 回程度を想定しています。掲載内容は、事業内容、事業の進捗、および事業終了時の案内を基本とし、事業終了時には終了した旨の表示と別途 IPA が作成する最終報告への案内リンクを掲載する予定です</p>	
6	I. 公募要領 III. 仕様書	P.1/P.46	1.3 スケジュール概観/3.3 事業スケジュール	P1 では契約締結日が「2026 年 12 月中旬(予定)」となっておりますが、P46 の事業スケジュールでは 10 月に開始する案となっております。どちらが正でしょうか。	<p>契約締結日は、P1「1.3 スケジュール概観」に記載のとおり、2026 年 12 月中旬を予定しています。受託者の業務実施期間は契約締結日からとなります。P46 の図には、IPA による契約締結前の準備・調整期間も含んでおり、受託者に契約締結前の</p>	2026 年 10 月 21 日

					業務実施を求めるものではありません。提案に当たっては、契約締結後に業務を開始する前提で、実施可能なスケジュールを提示してください。	
7	Ⅱ. 契約書	P.10	(納入物の提出) 第2条第2項	定められた環境物品等の調達に関して、FSC や CPF を利用している事業者からの購入や調達のエビデンス(事業者番号、商品番号の提示)は必要ですか？	FSC 等の特定の認証を取得した事業者からの購入や、事業者番号・商品番号等の証拠資料の一律の提出は求めています。契約書に定める環境物品等の調達基準を満たしていることを受託者において確認の上、該当する印刷物基準実績報告書及び会議運営実績報告書を提出してください。なお、報告内容の確認のため、必要に応じて補足説明をお願いする場合があります。	2026 年 10 月 21 日
8	Ⅱ. 契約書	P.10	(契約書類の優先 順位)第1条の2	優先順位に相違ないでしょうか。準委任のため、変更された内容が優先される形が望ましいように思います。	ご指摘を踏まえ、契約書(案)第1条の2(契約書類の優先順位)について、第1項第5号「計画変更承認書その他の変更合意書」を削除し、書面による計画	2026 年 10 月 21 日

					の変更又は変更の合意を優先する旨、第 2 項を修正しました。掲載している公募要領の中の契約書案も修正しておりますので、ご確認ください。	
9	Ⅱ. 契約書	P.10	(契約書類の優先順位)第 1 条の 2	仕様書は優先順位の中に含まれないでしょうか。	本件は準委任契約を予定しているため、公募時の仕様書は契約書には添付せず、仕様書及び提案書の内容を踏まえて契約締結時に作成する実施計画書等を契約書類とすることを想定しています。 このため、第 1 条の 2 の契約書類の優先順位には、仕様書を含めていません。	2026 年 10 月 21 日
10	Ⅱ. 契約書	P.10	(委託業務の完成)第 1 条の 3	準委任契約ではなく、請負契約のように捉えられますが契約書案の擦り合わせや見直しのご相談は可能でしょうか。	本事業の契約形態は、公募要領 6.2 及び契約書案に記載のとおりです。契約書案における業務の完成及び検査の規定は、所定の業務実施、納入物の提出及びその内容を確認するためのものです。個社 PoC における特定の技術的・事業的成果の	2026 年 10 月 21 日

					実現や、本番システムの完成を一律に保証させる趣旨ではありません。条項に関する具体的な疑義や修正要望は、質問受付期間内に、対象条項、理由及び修正案を示してお問い合わせください。必要な明確化・修正は、応募者に共通する形で周知します。	
11	Ⅱ．契約書	P.9	Ⅱ．契約書(案)	契約書(案)について、全体的に内容擦り合わせの機会をいただくことは可能でしょうか。	契約書案の内容に関する質問及び確認事項は、質問受付期間内に受け付けます。採択候補者との契約締結に当たっては、提案内容を踏まえた実施計画書等の具体化及び必要事項の確認を行います。ただし、公募条件の根幹に関わる変更や、他の応募者との公平性を損なう変更を、採択後の個別協議により行うことを前提とするものではありません。	2026 年 10 月 21 日
12	Ⅲ．仕様書	P.46	4.1 対象地域	対象地域は「3 地域を想定」とされていますが、地域は確定して	対象地域は、IPA が地域の関係機関等との調整を踏まえて決定	2026 年 10 月 21

				いますか。未確定の場合、決定の主体(IPA／受託者の提案)と決定時期をご教示ください。	します。受託者が任意に3地域を選定することを求めるものではありません。提案に当たっては、3地域・合計15社程度を前提として、地域特性に応じた実施方法を提示してください。具体的な地域及び関係機関との調整状況は、契約締結後の業務開始時に共有する想定です。	日
13	Ⅲ. 仕様書	P.52/P.54	8.2.5 研修環境の整備／8.3.4 成果報告会の企画及び実施	研修・ワークショップ・成果報告会の会場は、IPA又は地域の関係機関が確保する想定でしょうか。受託者が確保する場合の条件(地域・規模・設備)の想定をご教示ください。	会場は、IPA及び地域の関係機関による確保を基本として調整する想定です。	2026 年 10 月 21 日
14	Ⅲ. 仕様書	P.55	10. 実施体制	実施体制に挙げられた各役割について、1名が複数の役割を兼務することは可能でしょうか。制限がある場合はその内容をご教示ください。	各役割に必要な知識・能力及び稼働を確保し、業務遂行に支障がない場合は、1名が複数の役割を兼務することを妨げません。企画提案書には、兼務する役割、責任範囲、稼働の配分を明示してください。なお、業務責	2026 年 10 月 21 日

					任者の配置、情報管理に関する要件及び研修・伴走支援に必要な体制は、兼務の場合も満たしてください。	
15	Ⅲ. 仕様書	P.46/P.50～51	3.3 事業スケジュール／8.1.1 広報物の作成／8.1.2 事前のヒアリング	広報物初稿の提出期限の基準となる「募集開始日」、応募締切、参加企業の決定時期、Phase1 (研修) の開始時期の想定をご教示ください。	<p>広報物は、本構想の周知を目的とするランディングページ及び Phase1 の地域セミナー等への聴講参加を案内するチラシ等を想定しています。初稿の提出期限は、契約締結後、広報開始時期等を踏まえて IPA と協議し、合意したスケジュールにより設定します。</p> <p>PoC に取り組む参加企業は IPA が契約締結時点までに決定する予定であり、受託者による当該企業の募集は想定していません。このため、当該企業の募集開始日・応募締切は設定していません。聴講参加者への案内・申込受付の日程は、開催計画に合わせて別途調整します。</p>	2026 年 10 月 21 日

					<p>Phase1 は、仕様書 P46 の事業スケジュールに示すとおり、2027 年 2 月頃の開始を予定しています。</p> <p>(10 月 27 日追記)</p> <p>Ⅲ. 仕様書 8.1.1「広報物の作成」について、広報チラシの初稿提出時期を「募集開始日前まで」から「広報開始前まで」に修正しました。</p>	
16	Ⅱ. 契約書	P.11	(計画変更) 第 5 条	<p>計画変更承認申請書を甲に提出する必要の具体例を提示お願いします。</p>	<p>具体的には、実施計画書に定める事業内容に重要な変更が生じる場合を想定しています。例えば、研修・ワークショップの構成や回数の大幅な変更、PoC の対象・到達目標・支援方法の重要な変更、主要工程の変更、納入物の構成・提出内容の変更、これらに伴う支出計画の変更等が該当します。</p> <p>なお、変更内容が計画変更承認申請の対象となるか判断が難しい場合は、変更前に IPA へご</p>	2026 年 10 月 21 日

					相談ください。また、再委託又は履行体制の変更を伴う場合は、契約書案第7条から第9条に定める手続も適用されます。	
17	Ⅱ. 契約書	P.38	軽微な再委託	「軽微な再委託」は契約金額100万円未満の再委託をいうとされていますが、広報チラシの印刷を外部委託する場合は対象になりますか。	本業務で作成する広報チラシの印刷を第三者へ委託する場合は、再委託に該当します。当該再委託契約の金額が100万円未満であれば、契約書案別紙4に定める「軽微な再委託」に該当します。 ほか、(別紙2)のとおり100万円未満の再委託は履行体制図の記載は不要だが、再委託比率には100万円未満も含むためご注意ください。	2026 年 10 月 21 日
18	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2 対象企業 /4.3 参加要件	1社あたりの参加想定人数(上限・下限)と、参加者の役職や開発経験などの属性について、想定があればご教示ください。	1社あたりの参加人数について、一律の上限・下限は定めていません。ただし、企業の担当者が継続して研修及びPoCに取り組めることを想定しています。参加者は、自社の業務課題を理解し、AIを活用した試作・	2026 年 10 月 21 日

					<p>検証に主体的に取り組む方を想定しており、特定の役職又はプログラミング経験を必須とするものではありません。提案に当たっては、想定する 1 社当たりの参加人数と、それに対応する講師・技術支援者・利用環境の構成を明示してください。</p>	
19	Ⅲ. 仕様書	P.50～51	8.2 Phase1:サービスデザイン研修・ワークショップ・AIハンズオン研修	<p>会場での開催を前提として、サービスデザイン研修、ワークショップ、AI ハンズオン研修の想定実施回数、1 回あたりの時間、および 3 地域それぞれでの開催か否かをご教示ください。</p>	<p>サービスデザイン研修、ワークショップ及び AI ハンズオン研修は、Phase1を構成する一体的なプログラムとして位置付けており、それぞれの実施回数は定めていません。地域の関係者がAI利活用の可能性を具体的にイメージでき、参加企業の担当者が主体的に手を動かしながら、自社の課題解決に取り組める実践型の研修パッケージを提案してください。特に、参加企業の担当者が、課題の整理から初期的なプロトタイプの作成までを経験し、検証テーマ、活用す</p>	2026 年 10 月 21 日

					るデータ及び検証方法を具体化した上で、Phase2 の PoC に着手できる構成としてください。具体的な実施回数、時間配分及び実施方法については、上記の内容及び到達目標を踏まえて提案してください。	
20	Ⅲ.仕様書	P.50～51	8.2.1 サービスデザイン研修/8.2.3 AI ハンズオン研修	サービスデザイン研修と AI ハンズオン研修で扱う内容に、課題抽出やユースケース設計など重複する項目がございます。両研修の範囲の切り分けについて想定があればご教示ください。また、両者を一体的なカリキュラムとして設計・実施してよいかご教示ください。	サービスデザイン研修は、課題、利用者、提供価値及び解決策の方向性の具体化を主眼とし、AI ハンズオン研修は、それらを基に AI を活用してプロトタイプを作成・改善する知識及び技能の習得を主眼とします。仕様書に定める各研修の内容を満たすことを前提として、両研修を一体的なカリキュラムとして設計・実施することも可能です。	2026 年 10 月 21 日
21	Ⅲ.仕様書	P.51～52	8.2.6 Phase1 成果の整理	Phase1 で参加企業ごとに整理する成果について、記載の項目（課題、利用者、データ、プロトタイプ概要、検証仮説、成果指	本番システムを対象とした網羅的・詳細な非機能要件定義を、一律に求めるものではありません。ただし、PoC の実施に必要	2026 年 10 月 21 日

				標等)以外に、非機能要件の整理を含める想定はありますか。	なデータ管理及び検証条件等は、Phase2 に着手できる範囲で整理してください。	
22	Ⅲ.仕様書	P.47/P.50～51	7.2 運営事務局の設置/8.2.2 ワークショップ	ワークショップで想定されている「地域関係者との意見交換」について、参加を想定する関係者(自治体、金融機関、大学等)の対象と人数、および関係者への連絡調整の主体をご教示ください。	自治体、地域支援機関、金融機関、大学・研究機関、地域のIT 企業等を想定しています。参加人数は固定しておらず、地域の体制及び各回の目的に応じて調整します。IPA が地域の関係機関との接続及び基本的な調整を行い、受託者は仕様書7.2 に基づき、IPA と連携した日程・参加者調整及び当日の運営等の実務を担う想定です。具体的な役割分担は、業務開始時に IPA と確認してください。	2026 年 10 月 21 日
23	Ⅱ. 契約書 Ⅲ.仕様書	P.11/P.58/P.39	知的財産権の帰属及び使用/納入物/Phase1 実施資料及び実施記録	研修教材およびワークショップ資料は、契約書第 4 条にいう「納入物」に含まれますか。それとも、受託者が既に所有する知的財産権(第 4 条第 2 項)として利用許諾の対象となりますか。	研修教材及びワークショップ資料は、仕様書及び検査基準書に基づく提出対象であり、その知的財産権の取扱いには契約書案第 4 条を適用します。本業務により新たに作成する部分と、受託者又は第三者が従前か	2026 年 10 月 21 日

					ら権利を有する部分を区分し、それぞれ契約書案第 4 条に従って取り扱います。	
24	I. 公募要領 IV. 評価項目一覧	P.4/P.60	その他留意事項/ 評価項目一覧	提案書のページ数の上限の有無をご教示ください。また、提出書類④「評価項目一覧」の記載方法(提案書の該当ページの記載等)をご教示ください。	提案書のページ数の上限は設けていません。公募要領 3.1 及び 3.2 に従い、提案要求事項への対応が確認できるよう、簡潔かつ明瞭に作成してください。「評価項目一覧」は、公表された評価項目及び配点等を変更せず、必須項目について「順守確認」欄に対応状況を記載してください。また、各項目に対応する提案書の章・節及びページを確認できる対応表を添付してください。	2026 年 10 月 21 日
25	Ⅲ. 仕様書	P.55	実績要件	「自治体向け AI/DX に関わるアドバイザー業務」の実績について、自治体と協働して実施したサービスデザイン・ワークショップ等の業務は該当しますか。	自治体の AI・DX 推進に関する課題整理、施策検討、サービス設計又は実施方針の具体化等について、ワークショップなどを通して助言・提言を行った業務であれば、サービスデザイン又	2026 年 10 月 21 日

					はワークショップの形式で実施したのも該当し得ます。	
26	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.1 対象地域	<p>弊社は沖縄県という島嶼県を拠点に活動しております。</p> <p>当県内においては、地理的な隔たり(離島等)や固有の産業構造・地域特性に基づき、「本島北部」「本島中部」「本島南部」「宮古」「八重山」等の独立した地域圏・経済圏が形成されております。このように、単一都道府県内であっても地理的・産業的に明確な違いが存在する場合、県内の異なる3つの地域圏(例:本島北部、宮古、八重山等)を個別の「地域」として分割・選定し、それぞれの地域特性に応じたコミュニティ形成やデータ連携構想を提案することは、本事業における「3地域」の定義および事業趣旨に合致するでしょうか。「3地域」の考え方を教えてください。</p>	<p>本事業における「3地域」は、本事業の実施対象となる3地域を指しており、提案者が任意に地域を分割又は選定することを求めるものではありません。対象地域は、IPAが地域の関係機関等との調整を踏まえて決定する予定です。提案に当たっては、仕様書に記載する3地域・合計15社程度を前提として、地域特性に応じて実施方法を具体化できる内容をご提案ください。</p>	2026 年 10 月 22 日

27	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.1 対象地域	<p>島嶼県における広域交通・物流の隔たりや離島地域特有の業務課題・データ連携ニーズを踏まえ、同一県内の複数エリア間（例：本島圏と離島圏等）での共通アーキテクチャ検討や地域プラットフォーム構想を策定する提案について、審査・評価上の制約や注意すべき事項（広域の複数都道府県にまたがる提案でなければ加点対象とならない等）はございますでしょうか。</p>	<p>本事業は、IPA が地域の関係機関等との調整を踏まえて決定する 3 地域において、参加企業の AI 活用を支援し、その成果を地域内で共有するとともに、地域間の連携や他地域への展開可能性を検討するものです。この趣旨を踏まえ、各地域の実情や特性に応じた支援及び地域プラットフォーム構想の策定方法をご提案ください。なお、複数都道府県にまたがること自体を加点要件とするものではなく、公表済みの評価項目一覧に基づいて評価します。</p>	2026 年 10 月 22 日
28	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2 対象企業	<p>本事業における対象企業について、「地域内の中小・中堅企業」「業種や規模など参加要件は設けない」と記載されておりますが、民間企業に加え、地方自治体（都道府県・市町村等の行政機関）や自治体関連組織（公的支援機関、第三セクタ</p>	<p>本事業の研修及び PoC の実施主体となる「参加企業」は、仕様書 4.2 に記載する地域内の中小・中堅企業を対象としています。仕様書 4.3 の「業種や規模など参加要件は設けない」との記載は、地方自治体や行政機</p>	2026 年 10 月 22 日

				<p>一、公営企業等) 自体が「参加企業 (Phase1 研修およびPhase2 PoCの実施主体)」として参画することは公募要件上可能でしょうか。あるいは、自治体・公的機関については「参加企業」としてプロトタイプ作成やPoCを実施する対象ではなく、あくまで「地域コミュニティ・地域関係機関(支援・連携主体)」としての参画位置づけとなりますでしょうか。</p>	<p>関を参加企業に含める趣旨ではありません。</p> <p>自治体・公的支援機関等については、地域関係機関として、参加企業の支援や連携に参画いただく位置付けです。</p> <p>なお、第三セクター等については、その設置主体のみで一律に判断するのではなく、法人形態や事業内容等を踏まえ、本事業の対象となる中小・中堅企業に該当するかを個別に確認します。参加企業の募集、応募受付、選定及び参加決定は IPAが行います。</p>	
29	Ⅲ. 仕様書	P.46	<p>4.2 対象企業/ 4.3 参加要件</p>	<p>仕様書では、参加企業として3地域・15社程度の中小・中堅企業を想定し、業種や規模による参加要件は設けないとされています。</p> <p>扱うデータやプロトタイプの具体例、開発・実証環境の検討及び費用の積算を検討するに</p>	<p>参加企業の具体的な業種及び企業規模については、現時点で想定していません。仕様書4.2 及び 4.3 に記載のとおり、地域内の中小・中堅企業を対象とし、その範囲内で特定の業種や規模による参加要件は設けていません。</p>	<p>2026 年 10 月 22 日</p>

				<p>当たり、現時点で想定されている参加企業の「業種（大分類程度）」及び「企業規模（従業員数の目安）」があればご教示ください。また、現時点で具体的な想定がない場合、提案者が代表的な業種・企業規模を仮定して提案内容を具体化することで差し支えないでしょうか。</p>	<p>そのため提案に当たっては、代表的な業種・企業規模を仮定して、データやプロトタイプ of の具体例、開発・実証環境及び費用等を検討いただいで差し支えありません。その場合は、提案及び積算の前提とした業種、企業規模、利用者数その他の条件を明示してください。なお、実際の参加企業の業種及び企業規模は、提案時の仮定と異なる場合があります。</p>	
30	I. 公募要領	P. 2～3	3.1 提案書の構成及び記載事項	<p>公募要領3.1では、提案書は表2の提案書目次及び提案要求事項に従って記述することとされている。表紙及び評価項目との対応表の後、表2の目次項番1「実施内容」の前に、提案内容の要点を評価項目ごとにまとめた要約の頁（要約編）を設け、その後に表2の目次項番1から9までの順に従った本編を記載する構成としてよい</p>	<p>ご提示のように、表 2 の目次項番 1 から 9 までに従った本編とは別に、提案内容の要点を整理したページを設けることは差し支えありません。ただし、本編は表 2 の目次項番 1 から 9 までの順序に従い、各提案要求事項を漏れなく記載してください。</p>	2026 年 10 月 27 日

				か。		
31	I . 公募要領	P. 2/P. 4	3.1 提案書の構成及び記載事項 /3.2 その他留意事項	公募要領3.1及び3.2には、提案書のページ数(枚数)の上限が示されていない。提案書のページ数に上限はないという理解でよいか(用語解説等の添付資料を含む)。	ご理解のとおり、用語解説等の添付資料を含め、提案書のページ数に上限は設けていません。ただし、公募要領 3.1 及び 3.2 に従い、提案要求事項への対応が確認できるよう、簡潔かつ明瞭に作成してください。	2026 年 10 月 27 日
32	I . 公募要領	P. 4	3.2 その他留意事項④	公募要領3.2④では、用紙はA4(縦置き・横置きのいずれも可)とし、左右に19mm以上の余白を設けることとされている。A4横置きで作成する場合、19mm以上の余白は横置きにした状態の左右端(長辺側の両端)に設ければよく、上下の余白には定めがないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。A4 横置きの場合は、横置きにした状態の紙面の左端及び右端に、それぞれ19mm以上の余白を設けてください。上下の余白について数値の指定はありませんが、文字や図表が欠けず、読みやすい配置としてください。	2026 年 10 月 27 日
33	II . 契約書	P. 11	知的財産権の帰属及び使用	契約書(案)第4条第1項では、納入物に係る著作権は乙から甲に譲渡され甲に帰属するとされ、同条第2項では、乙が契約締結時に既に所有又は管理	既存の Web プラットフォームを、本業務の連絡・資料共有等の業務遂行上の手段として利用する場合であって、当該プラットフォーム自体を納入物とせず、	2026 年 10 月 30 日

				<p>していた知的財産権（乙知的財産権）を乙が納入物に使用した場合、甲はこれを期間の制限なく無償で使用し、又は第三者に使用させることができるとされている。受託者が本業務の開始前から保有するWebプラットフォーム（ソフトウェア等）を、運営事務局が設ける参加企業向けの情報共有の場（参加企業及び地域の関係機関との連絡、資料の共有、参加企業間の情報交換を行う会員制のWebサイト）の基盤として利用する場合、当該プラットフォームは納入物には当たらず、同条第2項の対象にもならない（知的財産権は受託者に留保される）という理解でよい。また、本業務において当該Webサイトに掲載・記録した内容及びデータのうち納入物に該当するものは、同条</p>	<p>その知的財産権を納入物に使用しない場合には、当該プラットフォーム自体は契約書案第4条第2項の対象とはなりません。当該プラットフォームに係る既存の知的財産権は、受託者に留保されます。</p> <p>ただし、当該プラットフォームに係る受託者の既存の知的財産権を納入物に使用する場合は、同項に従って取り扱います。</p> <p>また、当該 Web サイトに掲載・記録した資料、データ等については、そのすべてが一律に IPA に帰属するものではありません。このうち、納入物に該当し、本業務により新たに作成された部分に係る著作権は、契約書案第4条第1項に従い IPA に帰属します。受託者が従前から権利を有するものや、参加企業</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				第1項によりIPAに帰属するという理解でよい。	その他の第三者が権利を有する資料、データ等については、それぞれの権利関係に従って取り扱います。	
34	Ⅲ. 仕様書	P. 48	7.2 運営事務局の設置	<p>仕様書7.2では、受託者は運営事務局を設置し、参加企業、自治体、地域支援機関等の関係機関との連絡調整、事業実施に必要な資料の作成・配布・管理等を行うとともに、IPAとの報告体制及び情報共有体制を整備することとされている。運営事務局の業務として、参加企業向けの情報共有の場合（参加企業及び地域の関係機関との連絡、資料の共有、参加企業間の情報交換を行う会員制のWebサイト）を設ける場合、受託者が本業務の開始前から保有・運用しているWebプラットフォームを基盤として、本業務専用の環境を構築・運用することは可能か。可能</p>	<p>受託者が既に保有・運用しているWebプラットフォームを基盤として、本業務専用の環境を構築・運用することは可能です。ただし、仕様書に定める情報管理及び情報セキュリティに関する要件を満たし、利用者及び権限の管理、アクセスログの記録・保存、データの適切な管理等、本業務で扱う情報に応じた必要な措置を講じてください。</p> <p>本事業の名称、IPAの名称・ロゴ及び受託者名の具体的な表示方法については、必要に応じてIPAと協議してください。</p> <p>また、当該プラットフォームを本業務で利用する場合は、仕様</p>	2026 年 10 月 27 日

				な場合、満たすべき条件（本事業の名称やIPAの名称の表示方法、受託者名の表示の可否等）があれば示していただきたい。	書及び提案要求事項に従い、その利用に係る情報管理及びセキュリティ対策等を提案内容に含めてください。事業終了時の情報及びデータについては、仕様書に定める返却、移行又は削除に関する要件に従って取り扱ってください。	
35	Ⅲ. 仕様書	P.48～49/P.72	7.3 業務実施に係る費用及び経費内訳書	仕様書7.3では、本業務において利用を予定するAIサービス、ITツール、クラウドサービスその他の支援サービスについて、利用目的、利用数量、利用期間及び費用の内訳を経費内訳書に記載することとされている。運営事務局が設ける参加企業向けの情報共有の場（参加企業及び地域の関係機関との連絡、資料の共有、参加企業間の情報交換を行う会員制のWebサイト）を、受託者が本業務の開始前から保有するWebプラットフォームを基盤	本業務の実施に直接必要となる費用であれば、既存のWebプラットフォームの利用料（ライセンス料、クラウド利用料等）を事業費として経費内訳書に計上することは可能です。 構築・運用に係る要員の工数とは区分し、利用目的、利用数量、利用期間、単価及び算定根拠を明示してください。また、他業務と共用する費用については、本業務に係る負担範囲及び配賦方法を明確にし、利用料に含まれるクラウド費用や運	2026 年 10 月 27 日

				<p>として構築・運用する場合、構築・運用に係る要員の工数に加え、当該プラットフォームの利用料（ライセンス料、クラウド利用料等）を「その他の支援サービス」の利用料として経費内訳書に計上してよい。</p>	<p>用費用等を重複して計上しないようにしてください。</p> <p>なお、当該利用料は本業務の実施に要する費用として契約金額に含まれるものであり、利用実績、利用数量、利用期間又は利用料金をもって個別の支払対象とはなりません。</p>	
36	Ⅲ. 仕様書	P.48～49/P.52/P72	7.3 業務実施に係る費用及び経費内訳書/8.2.5 研修環境の整備	<p>仕様書7.3では、研修講師、メンター、技術支援者その他の要員について必要工数、人日単価及び費用内訳を明らかにすることとされ、「交通費、通信費その他の諸経費については、当該サービス提供費用に含めるものとする」とされている。一方、経費内訳書の作成要領では、事業費として「旅費、交通費、運搬費、印刷費、通信費その他本事業の実施に直接必要となる費用」を計上できるとされている。研修、ワ</p>	<p>ご理解のとおり、本業務の実施に直接必要となる出張の旅費（交通費及び宿泊費）は、要員の単価に含めず、経費内訳書の事業費に旅費として計上して差し支えありません。出張人数、回数、単価等の算定根拠を明示してください。仕様書 7.3 の「交通費、通信費その他の諸経費については、当該サービス提供費用に含めるものとする」との記載は、これらの費用について契約金額とは別に追加費用として請求できることを</p>	2026 年 10 月 27 日

				ークショップ及び事前ヒアリング等のために要員が対象地域へ出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は、要員の人日単価に含めず、経費内訳書の事業費に旅費として計上してよいか。	意味するものではありません。経費内訳書においては、その費用の性質に応じて適切な費目に計上してください。なお、人日単価又は他の費目に含めた費用を重複して計上することはできません。	
37	Ⅲ. 仕様書	P.50	8.1.1 広報物の作成	仕様書8.1.1では、受託者はPhase1のワークショップ募集のための広報チラシを作成し、初稿を募集開始日前までにIPAに提出すること、また参加企業の募集、応募受付、選定及び参加決定に係る業務はIPAが実施することとされている。提案書の実施計画（工程表）を作成する前提とするため、参加企業の募集開始、応募締切及び参加決定の時期について、現時点の想定を示していただきたい。	PoC に取り組む参加企業は、IPA が契約締結時点までに決定する予定であり、受託者による当該企業の募集、応募受付、選定及び参加決定は想定していません。このため、受託者が実施する参加企業の募集開始日・応募締切は設定していません。また、広報チラシの初稿の提出期限については、契約締結後、広報開始時期等を踏まえてIPAと協議し、合意したスケジュールにより設定します。提案書の実施計画（工程表）は、上記を前提として、契約締	2026 年 10 月 27 日

					<p>結後に業務を開始するスケジュールをご提案ください。</p> <p>Ⅲ. 仕様書 8.1.1「広報物の作成」について、広報チラシの初稿提出時期を「募集開始日前まで」から「広報開始前まで」に修正しました。</p>	
38	Ⅲ. 仕様書	P.50	8.1.1 広報物の作成	<p>仕様書8.1.1では、プログラムの内容を発信するランディングページを受託者が構築することとされている。また、公表済みのQ&A[5]では、ランディングページはIPAが用意するサーバーに掲載し、サーバー及びドメインの準備・保守はIPAが行う旨が示されている。ランディングページの制作に当たり、準拠すべきウェブアクセシビリティの規格・適合レベル(例:JIS X 8341-3:2016 適合レベルAA) や、IPAのウェブサイトに関するデザイン・</p>	<p>デジタル庁が公開している「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」等を参考に、利用者が情報を取得・操作しやすいよう配慮して制作してください。なお、本仕様書において特定の適合レベルへの適合又は適合試験の実施は指定していません。</p> <p>デザイン、名称・ロゴの表示その他の制作条件については、制作着手前に IPA と確認の上、制作してください。</p>	2026 年 10 月 27 日

				制作上の基準があれば示していただきたい。あわせて、受託者からIPAへ引き渡す形式（HTML・CSS・画像等のファイル式、CMSへの入力等）の想定があれば示していただきたい。	引渡し形式及び掲載手順については、IPA が用意する掲載環境を踏まえ、契約締結後に IPA と受託者で協議の上決定します。	
39	Ⅲ. 仕様書	P.50	8.1.1 広報物の作成	仕様書8.1.1では、ランディングページに募集案内や実施結果など本業務に関する情報を掲載し、IPAの承諾を得た上で随時更新することとされている。また、公表済みのQ&A[5]では、ランディングページはIPA が用意するサーバーに掲載する旨が示されている。①広報の効果を測定するため、ランディングページの閲覧数や流入元等のアクセス解析の結果を受託者に共有いただくこと、又は受託者がアクセス解析用のタグを設置することは可能か。②ランディングペー	①アクセス解析結果については、IPA が取得可能な情報の範囲で、共有する項目及び方法を協議します。アクセス解析用タグの設置については、IPA が用意する掲載環境の運用条件、情報セキュリティ及び個人情報等の取扱いを踏まえ、個別に可否を判断します。 ②ランディングページから、本業務の実施に必要な外部サイトへのリンクを掲載する場合は、リンク先及び掲載目的等について事前に IPA と協議し、IPA の	2026 年 10 月 27 日

				<p>ジから、受託者が運営事務局として運営する参加企業向けの情報共有の場（参加企業及び地域の関係機関との連絡、資料の共有、参加企業間の情報交換を行う会員制のWebサイト）へのリンクを掲載することは可能か。</p>	<p>承諾を得た上で掲載してください</p>	
40	Ⅲ. 仕様書	P.56	12.(1) 情報管理責任者の資格	<p>仕様書12. (1) では、情報管理責任者は「情報処理安全確保支援士、情報処理技術者試験における情報セキュリティに関する試験区分の合格者又はこれらと同等の知識及び技能を有する者」とされている。情報処理安全確保支援士試験に合格しているが、情報処理安全確保支援士の登録をしていない者は、この要件を満たすと考えてよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。情報処理安全確保支援士試験に合格している者は、仕様書 12.(1)にいう「これらと同等の知識及び技能を有する者」に該当するものとして取り扱います。このため、情報処理安全確保支援士としての登録の有無は問いません。</p>	2026 年 10 月 27 日
41	Ⅲ. 仕様書	P.56	12.(3) 秘密情報及び個人情報の保護	<p>仕様書12. (3) では、受託者は秘密情報、営業秘密、個人情報その他保護を要する情報につ</p>	<p>本公募では、IPA 所定の同意取得様式は指定していません。個人情報を取得する場合は、契</p>	2026 年 10 月 27 日

				<p>いて、適切な安全管理措置を講じることとされている。研修の運営及び運営事務局が設ける参加企業向けの情報共有の場（参加企業及び地域の関係機関との連絡、資料の共有、参加企業間の情報交換を行う会員制のWebサイト）の運営に当たり、受託者が参加者のアカウントを発行するため、参加者の氏名、所属、メールアドレス等の個人情報を取得・管理することを想定している。</p> <p>この取得に当たり、IPAとして求める要件（IPAが定める様式による同意の取得の要否、利用目的の明示方法、事業終了後の取扱い等）があれば示していただきたい。</p>	<p>約書の「個人情報の取扱いに関する特則」に従い、業務遂行のために必要な個人情報について、個人情報保護法その他の法令に従い、適切かつ公正な手段により収集してください。</p> <p>取得した個人情報を第三者に開示又は提供する場合は、同特則に従い、事前にIPAの書面による承諾を得てください。取得項目、利用目的、管理方法等については、事前にIPAと確認してください。</p> <p>事業終了時は、同特則第8条及びIPAの指示に従い、個人情報が含まれる物件をIPAに返還又は引き渡すとともに、受託者側に保有する個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨をIPAに報告してください。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

					また、取得した個人情報を、受託者の営業活動その他本業務の遂行以外の目的に利用することは認めません。	
42	Ⅲ. 仕様書	P.56～57	12.(4) AI サービス及びクラウドサービス利用時の対応	仕様書12. (4) では、AI サービス又はクラウドサービスを利用する場合、参加企業又はIPAから提供を受けた情報がAIモデルの学習に利用されない設定又は契約条件を確保するとともに、アクセスログ等の記録・保存、脆弱性対応及びセキュリティ対策、利用者及び権限の管理、データの削除及び利用停止が実施できることを確認することとされている。研修・PoCの環境のほか、参加企業との連絡や資料共有に利用するクラウドサービスを含め、これらの事項に加えて満たすべき要件（ISMAPへの登録の要否、データの保管場所を国内に限る必要の有無等）は	本公募では、ISMAP への登録及びデータの保管場所を国内に限定することを、一律の必須要件として指定していません。 ただし、参加企業との連絡や資料共有に利用するクラウドサービスを含め、本業務において AI サービス又はクラウドサービスを利用する場合は、仕様書 12.(4) に定める情報管理及びセキュリティに関する要件を満たしてください。	2026 年 10 月 27 日

				あるか。		
43	Ⅲ. 仕様書	P.57	12.(7) 情報及びデータの返却・削除	<p>仕様書12. (7) では、受託者は本業務の終了時又はIPAから指示があった場合、IPA又は参加企業から提供を受けた情報及びデータについて、IPAの指示に従い返却、移行又は削除を行うこととされている。運営事務局が設ける参加企業向けの情報共有の場（参加企業及び地域の関係機関との連絡、資料の共有、参加企業間の情報交換を行う会員制のWebサイト）を、本業務の終了後、地域の支援機関等が受託者との別途の契約により継続して運営することは可能か。可能な場合は本業務の終了時に必要な手続き（IPAの承諾、参加企業の再同意等）を、不可の場合は本業務の終了時に求められる取扱い（データの引渡し、返却・削除等）を示していただ</p>	<p>本契約終了後に、地域の支援機関等と受託者との別途の契約により情報共有サイトを運営することについては、本仕様書で定めるものではありません。</p> <p>本業務において IPA 又は参加企業から提供を受けた情報及びデータについては、情報共有サイトの継続運営の有無にかかわらず、仕様書 12.(7)に従い、本業務の終了時に IPA の指示に基づき、返却、移行又は削除を行ってください。</p> <p>また、本契約に基づく納入及び報告については、契約書及び仕様書に従って実施してください。</p>	2026 年 10 月 27 日

				きたい。		
44	経費内訳書の作成 要領及び説明	P.72	3. 留 意 事 項 ① (人件費)	<p>経費内訳書の作成要領3. ①では、人件費について要員区分ごとに人件費単価、工数及び算定金額を記載することとされているが、人件費単価の算定方法は示されていない。貴機構として人件費単価の算定方法に指定はあるか。指定がない場合、次のいずれの方法も認められるか。</p> <p>① 従事者ごとの実績単価 （（年間総支給額＋年間法定福利費）÷年間理論総労働時間）</p> <p>② 受託者が民間との取引で用いている単価（受託単価）。 この場合に根拠として求める資料（単価表、同じ単価による受託実績を示す契約書等）があれば示していただきたい。</p>	<p>本公募では、人件費単価の算定方法について一律の方法を指定していません。</p> <p>人件費については、本事業の遂行に直接必要となる業務に従事する者について、業務内容又は要員区分ごとに、人件費単価、工数及び算定金額を経費内訳書に記載してください。</p>	2026 年 10 月 27 日
45	Ⅳ. 評価項目一覧	P.62	9.1.1 ワーク・ライフ・バランス等の	認定を受けていることを示す書類の提出は必要でしょう	当該項目による加点を希望する場合は、認定通知書の写し等、	2026 年 10 月 29

			推進に関する指標	か。必要な場合は、提出方法をご教示ください。	該当する認定等の区分及び取得状況を確認できる資料を、提案書と併せて提出してください。行動計画の策定により加点を希望する場合は、評価基準に定める条件への該当性を確認できる資料を提出してください。あわせて、既存 Q&A 項番 24 に示す対応表に、当該資料の掲載箇所を記載してください。	日
46	Ⅲ. 仕様書/ Ⅵ. その他関係資料	P.49/P.72	7.3 業務実施に係る費用及び経費内訳書/ 「経費内訳書の作成要領及び説明」 3.留意事項	仕様書7.3では、交通費、通信費その他の諸経費について「当該サービス提供費用に含めるものとする」とされている一方、経費内訳書の作成要領では、旅費及び交通費を事業費に計上できるとされています。 (1) 要員の旅費（交通費・宿泊費）は、事業費として別に計上してよろしいでしょうか。	(1)本業務の実施に直接必要となる旅費（交通費・宿泊費）は、要員の人日単価に含めず、事業費として区分して計上して差し支えありません。仕様書 7.3 は、これらの費用を契約金額に含める趣旨であり、人日単価への算入を必須とするものではありません。ただし、他の費目との重複計上は行わないでください。	2026 年 10 月 29 日

				<p>(2) 旅費は、受託者の社内規程に基づき、実費（領収書等の証憑で確認できる額）で算定するという理解でよろしいでしょうか。また、IPAが定める算定基準（宿泊費の上限など）がある場合は、ご教示ください。</p>	<p>(2) 提案時は、受託者の旅費規程等に基づき、想定する出張人数、回数、経路、宿泊数、単価等の算定根拠を明示した上で、必要な旅費を見込額として計上してください。なお、本業務に係る旅費について、IPA の旅費規程に定める基準額・上限額を受託者に一律に適用するものではありません。</p>	
47	<p>I. 公募要領/ IV. 評価項目一覧</p>	P.3/P.61/P.62	<p>表 2 提案書目次および提案要求事項/ 評価項目一覧</p>	<p>提案書の目次について</p> <p>公募要領3.1の表2では、提案書の目次として「1 実施内容」から「9 概算費用及び積算内訳」までの9項目が示されています。一方、評価項目一覧では、大項目・中項目・小項目の見出しが「提案書の目次」とされ、「1. 事業理解及び全体実施方針」から「9. ワーク・ライフ・バランス等」までの構成となっています。</p>	<p>ご理解のとおりです。既存 Q&A 項番 24 の回答のとおり、提案書の章立ては、公募要領 3.1 の表 2 に示す目次項番 1 から 9 までに従って作成してください。評価項目一覧の各項目との対応については、提案書の章・節及びページを確認できる対応表で示してください。</p> <p>なお、提案書の作成に当たっては、表 2 に示す各提案要求事</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

				<p>Q&A（項番24）で、提案書は公募要領3.1及び3.2に従って作成し、評価項目一覧には各項目に対応する提案書の章・節及びページを確認できる対応表を添付するとの回答がありました。</p> <p>この回答を踏まえ、提案書の章立ては表2の9項目に従い、評価項目一覧の各項目との対応は対応表で示す、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>項への対応に漏れがないようにしてください。</p>	
48	<p>Ⅱ．契約書/ Ⅵ．その他関係資料</p>	<p>P.13～14/ P.34/P.72</p>	<p>契約書第 14 条第 3 項 (別添)支出計画書 「経費内訳書の作成要領及び説明」 3.留意事項</p>	<p>人件費の単価及び工数の記録について</p> <p>(1) 人件費の人日単価は、受託者の社内規程で定める稼働原価をもとに算出して計上することによろしいでしょうか。また、単価の算定根拠として提出が必要な資料がある場</p>	<p>(1) 人件費単価については、既公表の Q&A 項番 44 のとおり、本公募では一律の算定方法を指定していません。人件費については、本事業の遂行に直接必要となる業務に従事する者について、業務内容又は要員区分ごとに、人件費単価、工数</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

				<p>合は、ご教示ください。</p> <p>(2) 契約書（案）第14条第3項により実績報告書に添付する「従事者別工数表」について、様式の指定の有無と、工数の記録単位（人日又は時間）をご教示ください。経費内訳書の作成要領では工数の単位を原則として人日とされている一方、契約書（案）別添の支出計画書では時間単位となっているため、確認させていただきたく存じます。</p>	<p>及び算定金額を経費内訳書に記載してください。</p> <p>なお、受託者において人件費単価表その他の人件費単価の算定根拠となる規程等を定めている場合は、当該資料を提出してください。</p> <p>(2) 提案時の経費内訳書については、「経費内訳書の作成要領及び説明」に記載のとおり、工数の単位は原則として人日とし、人日以外の単位を用いる場合は、人日との換算方法を特記事項に記載してください。</p> <p>契約書(案)第14条第3項に定める「従事者別工数表」の様式及び工数の記録方法その他の具体的な取扱いについては、契約締結後に案内します。</p> <p>なお、契約書別添の支出計画書は参考例であり、提案時の経費内訳書における工数の記載</p>	
--	--	--	--	---	---	--

					方法を変更するものではありません。	
49	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.1 対象地域/4.2 対象企業	<p>参加企業数について</p> <p>Q&A（項番12）で、提案に当たっては3地域・合計15社程度を前提とするとの回答がありました。</p> <p>仕様書4.2の「15社程度」は、1地域あたり5社ずつ（3地域で計15社）という理解でよろしいでしょうか。地域によって社数が異なる可能性がある場合は、その想定をご教示ください。</p>	<p>既存 Q&A 項番 12 及び 26 のとおり、提案に当たっては、3 地域・合計 15 社程度を前提としてください。地域ごとの参加企業数を一律に 5 社とすることを前提としているものではありません。提案書及び積算において地域別の企業数を設定する場合は、その前提を明示してください。</p>	2026 年 10 月 29 日
50	Ⅲ. 仕様書/ 公募説明会資料	仕様書 P.53～ 54/ 公募説明会資料 P.8/P.10	8.3.3 伴走支援	<p>伴走支援の体制について</p> <p>(1) Phase2の伴走支援を行う人員（専門家・技術支援者）は、受託者が確保するという理解でよろしいでしょうか。地域の支援機関や専門家が加わる場合は、その位置づけをご教</p>	<p>(1)ご理解のとおり、仕様書に定める伴走支援に必要な専門家・技術支援者等は、受託者において確保してください。地域の支援機関や専門家等と連携する場合についても、仕様書に定める支援内容及び支援体制</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>示ください。</p> <p>(2) 公募説明会資料にIPAの役割として示されている「伴走支援リソースの配分調整」について、具体的に想定されている内容をご教示ください。例えば、参加企業ごとの支援工数の配分をIPAが決定するのか、受託者が決定してIPAに報告するのか、といった点です。</p>	<p>を満たすことを前提としてください。</p> <p>(2)受託者が、各企業の課題、進捗及び必要な専門性を踏まえて、支援工数や担当者の配分案を作成してください。IPAは、受託者の意見を踏まえ、地域間・企業間の支援状況や事業全体の目的との整合を確認・調整した上で、支援リソースの配分を確定します。支援開始後も、実績及び課題を共有し、必要に応じて配分を見直します。</p>	
51	Ⅲ. 仕様書/ 公募説明会資料	仕 様 書 P.52/P.54 公募説明会資料 P.11	8.2.3 AI ハンズオン研修/8.3.4 成果報告会の企画及び実施	<p>成果報告会及び中間報告について</p> <p>仕様書では、研修最終日の「Phase1成果報告会」(8.2.3)と「成果報告会」(8.3.4)が示されています。一方、公募説明会資料のスケジュールには「中間成果報告会(予定)」と「最終成果報告会(予定)」が</p>	<p>(1)ご理解のとおりです。公募説明会資料に示す「中間成果報告会(予定)」は、Phase2の途中にIPAと受託者との間で実施する報告会を想定しており、参加企業の参加は想定していません。なお、仕様書 8.2.3 に定める「Phase1 成果報告会」とは別のものです。</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>示されています。</p> <p>(1) 「中間成果報告会」は、IPAと受託者の間で行う報告会であり、参加企業は参加しないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2) 参加企業や地域関係者が参加する報告会は、「Phase1成果報告会」と「最終成果報告会」の2つという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(3) 最終成果報告会について、開催形式（対面・オンライン）、開催場所（地域ごとか1か所か）及び参加者の規模の想定をご教示ください。</p> <p>(4) 公募説明会資料（「実証の進め方 事業費の適正管理について」）では、経費内訳書の修正を受け付けるタイミングとして、中間報告2回（Phase0終了時、Phase1終了時）及び最</p>	<p>(2)ご理解のとおりです。参加企業が参加する成果報告会として、仕様書 8.2.3 に定める「Phase1 成果報告会」と、仕様書 8.3.4 に定める「成果報告会（最終成果報告会）」を想定しています。</p> <p>(2)参加企業が参加する成果報告会としては、仕様書 8.2.3 に定める「Phase1 成果報告会」と、仕様書 8.3.4 に定める「成果報告会（最終成果報告会）」を想定しています。地域関係者については、仕様書 8.3.4 に定める成果報告会への参加を想定しています。</p> <p>(3)最終成果報告会の開催形式、開催場所及び参加規模は、一律には指定していません。参加企業及び地域関係者が成果を共有できる方法を提案してください。会場の確保につ</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>終報告が示されています。これらの中間報告と「中間成果報告会」の関係をご教示ください。</p>	<p>いては、既存 Q&A 項番 13 のとおりです。</p> <p>(4)Phase0 終了時及び Phase1 終了時の中間報告は、経費内訳書の修正が必要となる場合に、その内容等を IPA が確認するための報告タイミングとして設定しているものです。一方、「中間成果報告会」は、Phase2 の途中に IPA と受託者との間で成果等を共有するために実施するものであり、両者は別のものです。</p>	
52	公募説明会資料	P.8	Phase1-2 (Phase2 の図)	<p>Phase2で使用するデータについて</p> <p>公募説明会資料のPhase1-2の図には、PoCで使用するデータとして「自社データ」と「産業データ」が示されています。</p> <p>(1)「産業データ」として、どのようなデータを想定されて</p>	<p>(1)「産業データ」は、参加企業の課題検証や新たな価値創出に活用し得る、自社データ以外の関連データを例示したものです。特定のデータセットの利用を一律に求めるものではなく、また、その利用を必須とするものではありません。PoC の内容に応じて、利用可能なデータを検討してください。</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>いるかご教示ください(例:公開されている統計やオープンデータ、地域の関係機関が保有するデータ、他の参加企業のデータなど)。</p> <p>(2) 産業データは、IPA又は地域の関係機関から提供されるのでしょうか。受託者が調達する場合は、その費用を経費内訳書に計上してよろしいでしょうか。</p>	<p>(2) IPA 又は地域の関係機関から特定の産業データを提供することをあらかじめ確約するものではありません。必要なデータ及びその入手方法については、PoC の内容やデータの利用条件等を踏まえて検討してください。</p> <p>受託者においてデータの調達に費用を要する場合は、本業務の遂行に必要な経費について、経費内訳書の適切な費目に計上してください。</p>	
53	Ⅱ．契約書/ Ⅲ．仕様書	P.16/P.56～57	<p>契約書 第 25 条 第 7 項</p> <p>仕様書 12(4) AI サービス及びクラウドサービス利用時の対応</p>	<p>利用するAIサービス・クラウドサービスの確認方法について</p> <p>契約書（案）第25条第7項では、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく情報セキュリティ対策を講じることとされ</p>	<p>契約書第 25 条及び仕様書 12 に定める情報セキュリティ上の要件を満たすことが必要です。</p> <p>AI サービス又はクラウドサービスの利用に当たっては、仕様書 12 に定める、学習利用の防止、アクセスログ等の記録・保存、脆弱性対応及びセキュリティ対策、利用者及び権限の管理、</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>ています。</p> <p>本事業で利用するAIサービス・クラウドサービスがこの要件を満たしているかについて、IPAではどのような基準で確認されるかをご教示ください。例えば、第三者認証（ISO/IEC 27001等）の取得の有無や、所定のチェックリストによる確認など、想定されている基準があればご教示ください。</p>	<p>データの削除及び利用停止等の各要件への対応状況を確認してください。</p> <p>なお、本公募において、ISO/IEC 27001 等の特定の第三者認証の取得を必須要件とはしていません。</p>	
54	Ⅲ. 仕様書	P.56	12(1) 情報管理体制	<p>情報管理責任者及び情報取扱者名簿について</p> <p>(1) 仕様書12(1)では、情報管理責任者は「情報処理安全確保支援士、情報処理技術者試験における情報セキュリティに関する試験区分の合格者又はこれらと同等の知識及び技能を有する者」とされています。「同等の知識及び技能」は</p>	<p>(1)「同等の知識及び技能」について、実務経験の年数や関連資格の種類による一律の基準は定めていません。本業務で取り扱う企業情報、データ、AIサービス及びクラウドサービスに係る情報セキュリティ対策を統括するために必要な知識及び技能を有する者を選任してください。提案書には、情報管理責任者を含む情報管理体制、役</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>どのような基準（実務経験の年数、関連資格の範囲など）で判断されるか、また提案書ではどのように示せばよいかをご教示ください。</p> <p>(2) 情報取扱者名簿に掲載する者の範囲（外部講師・メンター等を含むか）をご教示ください。</p>	<p>割及び責任範囲等を記載してください。なお、IPA から求めがあった場合には、仕様書 12(1)に基づき、情報セキュリティに係る資格又は研修実績等を提出してください。</p> <p>(2)情報取扱者名簿には、本業務で知り得る情報を取り扱う者について、業務の遂行のため最低限必要な範囲で掲載してください。外部講師・メンター等についても、本業務で知り得る情報を取り扱う場合は、情報取扱者として名簿に掲載してください。</p>	
55	Ⅲ. 仕様書	P.53	8.3.1 PoC 実施計画の策定	<p>PoC実施計画の合意の手続きについて</p> <p>仕様書8.3.1では、PoCの目的及び到達目標を明確化し、参加企業及びIPAの合意を得た上でPoCを開始することとされています。</p>	<p>(1)PoC 実施計画書について、現時点で所定の様式は指定していません。仕様書 8.3.1 に定める事項を踏まえて作成してください。具体的な様式及び参加企業・IPAとの合意の手続・方法については、契約締結後、受託者、参加企業及び IPA で協議の上、定めます。</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>(1) PoC実施計画について、様式の指定の有無と、IPAによる合意の形式（書面、メール等）をご教示ください。</p> <p>(2) 受託者が計画書を提出してから、IPAが確認・合意する（又は修正を求める）までに要する期間の目安をご教示ください。</p> <p>(3) 参加企業の合意については、受託者が参加企業と伴走して計画を作成し、内容をすり合わせた記録（同意書等）をIPAに示すという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>(2)IPA による確認・合意に要する期間の目安は、一律に定めていません。具体的な進め方及びスケジュールについては、契約締結後、受託者、参加企業及びIPA で協議の上、定めます。なお、仕様書 8.3.1 に記載のとおり、参加企業及び IPA の合意を得た上で PoC を開始してください。</p> <p>(3)参加企業との具体的な合意の手續及び確認方法についても、契約締結後、受託者、参加企業及び IPA で協議の上、定めます。</p>	
56	I . 公募要領	P.6	5.2 審査方法(2)ヒアリング	<p>ヒアリングの対応者について、以下2点をご教示ください。</p> <p>(1) 「提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること」</p>	<p>(1)提案内容を熟知した実施責任者等に加え、他の担当者が同席し、説明及び質疑応答を分担することは可能です。</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>とされていますが、実施責任者に加えて、他の担当者が同席し、説明や質疑応答を分担することは可能でしょうか。</p> <p>(2) 参加人数に上限がある場合は、その人数をご教示ください。</p>	<p>(2) 本公募では、ヒアリングの参加人数に上限は定めていませんが、説明及び質疑応答に必要な人数としてください。</p>	
57	<p>Ⅱ．契約書/ 「AX プラットフォーム構想」に係る企画競争に関する質問及び回答 (Q&A)</p>	P.11	<p>契約書 第 4 条第 3 項/ 質問 項番 23</p>	<p>契約書(案)第4条第3項では、納入物に関して著作権者人格権を行使しないことに同意するとされています。</p> <p>また、Q&A(項番23)で、研修教材等は、新たに作成する部分と、従前から権利を有する部分を区分して第4条に従い取り扱うとの回答がありました。</p> <p>(1) 第4条第3項の著作権者人格権の不行使は、納入物及び提出物のうち、契約締結後に新たに作成した部分に限られるという理解でよろしいでしょ</p>	<p>既存 Q&A 項番 23 は、本業務により新たに作成する部分と、受託者又は第三者が従前から権利を有する部分を区分し、それぞれ契約書第 4 条に従って取り扱う趣旨であり、既存著作物を同条第 3 項の対象から一律に除外するものではありません。</p> <p>同条第 3 項は、納入物に関して著作権者人格権を行使しないことを定めており、納入物に使用した既存著作物についても適用されます。なお、著作者が受託者以外の者である場合は、同項に</p>	<p>2026 年 10 月 30 日</p>

				うか。 (2) 受託者が契約締結前から有する著作物を納入物等に使用した場合、当該著作物に係る著作権人格権は、第3項の不行使の対象外という理解でよろしいでしょうか。	定める必要な措置を講じてください。	
58	Ⅲ. 仕様書	P46	対象地域・企業・参加要件 対象地域・参加者の前提	対象地域・参加企業の確保予定時期と、提案時に想定すべき地域特性、1社当たり参加人数、参加者のIT経験・確保可能時間をご教示ください。未定の場合、提案者の想定を明記して積算する理解でよいでしょうか。	対象地域及び参加企業は IPA が決定し、参加企業は契約締結時点までに決定する予定です。具体的な地域特性及び参加企業の情報は、契約締結後の業務開始時に共有する想定です。 1 社当たりの参加人数は一律に定めておらず、参加者の経験水準も異なることを想定しています。主にチャット型生成 AI の利用経験を有する方を想定していますが、未経験者や AI 駆動開発の経験者が含まれる可能性もあります。参加者が確保できる時間についても、一律の条件は	2026 年 10 月 29 日

					<p>設定していません。</p> <p>提案に当たっては、3地域・合計15社程度を前提に、参加人数、経験水準及び参加可能時間等の想定を明記した上で、実施方法及び経費を提示してください。</p>	
59	Ⅲ. 仕様書	P54	<p>共通アーキテクチャ及び地域プラットフォーム構想の策定</p> <p>企業間データ連携の到達水準</p>	<p>共通化・企業間連携について、本事業期間内に複数企業のデータや機能を実際に連携させる実証まで求めるか、個社PoCの結果に基づく共通化候補・連携条件・参照アーキテクチャの整理までを想定するか、ご教示ください。</p>	<p>仕様書 8.3.5 に記載のとおり、本業務では、個社 PoC の成果及び知見を基に、共通化可能な機能・データ、企業間連携の条件、システム構成の考え方及び今後の実現に向けた手順等を整理することを求めています。地域プラットフォームの構築や、複数企業のデータ・機能を実際に連携させる実証を、一律に求めるものではありません。</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

60	Ⅲ. 仕様書	P54	共通アーキテクチャ及び地域プラットフォーム構想の策定 地域運営主体との合意水準	地域構想の策定に当たり、運営候補機関の選定までを想定するか、参画承諾・役割分担・費用負担の合意取得までを要するか、ご教示ください。	本事業期間内に、運営主体の正式決定や、参画・役割分担・費用負担に関する合意取得までを一律に求めるものではありません。ただし、構想の実現可能性を示すため、IPA と連携して関係機関の意向を確認するなど、実現に向けた課題及び手順を整理してください。	2026 年 10 月 29 日
61	Ⅲ. 仕様書	P57	知的財産権 既存教材の公開・再利用範囲	契約書第4条に基づく利用について、一般公開又は第三者への提供を予定する対象に、研修教材一式・編集可能データ・研修録画を含むか、具体的な利用形態をご教示ください。	本事業では、得られた知見を「AI を活用したシステム開発実践の手引き」として取りまとめ、一般に公開することを想定しています。一方、研修教材一式、編集可能データ及び研修録画のすべてを、そのまま一般公開することを一律に求めるものではありません。 研修教材及びワークショップ資料を含む知的財産権の取扱いについては、既存 Q&A No.23 及び契約書(案)第 4 条に従っ	2026 年 10 月 30 日

					て取り扱います。	
62	Ⅲ. 仕様書	P57	知的財産権 参加企業が新規 作成する成果物 の扱い	参加企業自身が本事業中に新規作成するコード等について、IPAへの納入・利用許諾と、参加企業による終了後の継続利用・事業利用に関する所定の同意条件等がありますか。	<p>本公募において、参加企業との同意又は許諾に係る統一様式及び一律の同意条件は指定していません。</p> <p>仕様書 15 に記載のとおり、企業別 PoC 成果物は、参加企業の承諾が得られた提出可能な範囲で取りまとめてください。当該成果物に参加企業その他の第三者が権利を有する部分を含めて IPA に提出する場合には、受託者は、契約書案第 4 条第 4 項及び第 5 項に従い、本契約の履行及び IPA による契約終了後の納入物の利用に必要な範囲について、参加企業から書面による許諾を得るなど、必要な権利関係を整理してください。利用条件が付される場合には、同条第 4 項に従って取り扱ってください。</p> <p>なお、参加企業が自ら作成し権</p>	2026 年 10 月 30 日

					<p>利を有する部分については、IPA への提出又は利用許諾のみをもって IPA に権利が移転するものではなく、参加企業による本事業終了後の継続利用又は事業利用を妨げるものではありません。</p>	
63	Ⅲ. 仕様書	P53	<p>伴走支援 データ整備の実 施分担</p>	<p>自社データの整備・接続について、参加企業が準備する範囲と受託者が実施する範囲の想定をご教示ください。</p>	<p>自社データの整備・接続に係る参加企業と受託者の具体的な作業範囲及び役割分担は、一律には定めていません。</p> <p>各参加企業の保有データの状況や PoC の目的・実施内容等を踏まえ、仕様書 8.3.1 に基づく PoC 実施計画において、参加企業、受託者その他関係者の役割分担を整理してください。</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>
64	Ⅰ. 公募要領／Ⅳ. 評価項目一覧／Ⅴ. 評価手順書	P.2／P.62／P.64～65	<p>2.1 応募者要件/ 9.1.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標及び評価基準</p>	<p><質問内容> 複数の事業者による共同提案（共同事業体での応募）は可能でしょうか。可能な場合、「2.1 応募者要件」は代表者のみが</p>	<p>本公募では、複数の事業者による共同事業体(JV)としての応募は認めていません。単一の事業者を応募者及び契約主体として応募してください。</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

				<p>満たせばよいか、構成員全員が満たす必要があるかをご教示ください。また、「9.1.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」は、どの事業者の認定等により評価されるかをご教示ください。</p> <p><質問理由></p> <p>公募要領に共同提案の可否に関する記載がなく、応募形態および応募者要件・加点項目の充足方法を確定する必要があるため。</p>	<p>したがって、「2.1 応募者要件」は応募者となる事業者が満たす必要があります。また、「9.1.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」についても、応募者となる事業者の認定等に基づき評価します。</p> <p>なお、本業務の一部を再委託する場合は、仕様書及び契約書(案)に定める条件及び手続に従ってください。</p>	
65	I．公募要領／Ⅲ．仕様書／Ⅳ．評価項目一覧	P.3／P.55／P.62	<p>表2 6 類似業務実績</p> <p>10.2 実績要件</p> <p>6.2.2 類似業務の実績及び知見</p>	<p><質問内容></p> <p>類似業務実績には、提案者の実績に加えて、再委託先の実績を記載してもよろしいでしょうか。記載できる場合、評価上の扱いに違いはありますでしょうか。</p> <p><質問理由></p> <p>質問及び回答No.25は実績に該当する業務の種類に関する</p>	<p>提案者自身の実績と区分した上で、再委託予定先の類似業務実績を提案書に記載することを妨げるものではありません。その場合は、実績の主体を明示してください。</p> <p>なお、再委託予定先の実績を提案者自身の実績とみなすものではありません。評価について</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>回答であり、記載できる実績の主体(提案者・再委託先)が明らかでないため、提案書の類似業務実績の記載範囲を確定する必要があるため。</p>	<p>ては、公表済みの評価項目一覧及び評価手順書に基づいて行います。</p>	
66	<p>Ⅱ．契約書(案)／ Ⅲ．仕様書</p>	P.11／P.58	<p>第4条(知的財産権の帰属及び使用) 15. 納入物 ①企業別PoC成果物</p>	<p><質問内容> 企業別PoC成果物として提出するプロトタイプ(ソースコード、プロンプト等を含む)のうち、参加企業の担当者が作成した部分の著作権は参加企業に帰属し、契約書(案)第4条第1項による譲渡の対象には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、参加企業がPoC終了後も当該プロトタイプを自社業務で継続利用するための取扱いをご教示ください。</p> <p><質問理由> 質問及び回答No.23は研修教材に関する回答であり、プロトタイプの権利帰属は参加企業への事前説明および参加意欲に</p>	<p>参加企業が作成し、当該参加企業が著作権その他の知的財産権を有する部分については、本事業への参加又は企業別PoC 成果物の提出のみをもって、その権利が当然にIPAへ移転するものではなく、契約書案第4条第1項による乙からIPAへの譲渡の対象となるものではありません。</p> <p>仕様書15に記載のとおり、企業別 PoC 成果物は、参加企業の承諾が得られた提出可能な範囲で取りまとめてください。参加企業その他の第三者が権利を有する部分を企業別 PoC 成果物に含めて IPA に提出する場合には、受託者は、契約書案第</p>	<p>2026 年 10 月 30 日</p>

				影響するため。	4 条第 4 項及び第 5 項に従い、本契約の履行及び IPA による契約終了後の納入物の利用に必要な範囲について、必要な書面による許諾を得てください。 参加企業が権利を有する部分について、IPA への提出又は利用許諾のみをもって、参加企業による本事業終了後の継続利用又は自社事業での利用が制限されるものではありません。	
67	Ⅱ. 契約書(案)	P.11	第4条第2項(既存の知的財産権の使用)	<p><質問内容></p> <p>質問及び回答No.23において、新たに作成した部分と受託者等が従前から保有する部分を区分して取り扱うことが示されています。従前から保有する研修教材・ツール等を納入物に含めた場合、契約書(案)第4条第2項に基づきIPAが第三者に使用させることが想定される範囲(第三者の範囲および利用目的)をご教示ください。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈となるため回答いたしません。知的財産権の取扱いについては、契約書(案)第 4 条及び既存 Q&A No.23 の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 30 日

				<p><質問理由></p> <p>既存の研修教材・ツール等を納入物に含めるか否か、および含める範囲の判断に影響するため。</p>		
68	Ⅱ. 契約書(案)	P.14	第 15 条(支払うべき金額の確定)	<p><質問内容></p> <p>支払うべき金額の確定に当たり、人件費は受託者の社内標準単価(給与等を基に算定した単価)に従事時間を乗じて算定することによろしいでしょうか。また、単価の算定根拠として提出を求められる資料があればご教示ください。</p> <p><質問理由></p> <p>経費内訳書における人件費単価の設定方法、および確定検査に向けた証憑の準備内容を決める必要があるため。</p>	<p>人件費単価については、既公表の Q&A 項番 44 及び関連する Q&A をご参照ください。</p> <p>本公募では、人件費単価の算定方法について一律の方法を指定していません。受託者において人件費単価表その他の人件費単価の算定根拠となる規程等を定めている場合は、当該資料を提出してください。</p>	2026 年 10 月 29 日
69	Ⅱ. 契約書(案)	P.34	別紙 1 支出計画書(一般管理費)	<p><質問内容></p> <p>支出計画書の参考例に記載されている「一般管理費は(人件費＋事業費)の10%以内」は、本</p>	<p>一般管理費は、人件費及び事業費の合計額に一般管理費率を乗じて算定してください。</p> <p>一般管理費率は、10%又は受</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>事業の経費内訳書および支払うべき金額の確定においても上限として適用されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p><質問理由></p> <p>経費内訳書における一般管理費の計上方法を確定する必要があるため。</p>	<p>託者の一般管理費率を基に算定した率のいずれか低い率を基本とします。</p> <p>また、支払うべき金額の確定に当たっては、支出実績額に契約締結時の一般管理費率を適用して一般管理費を算定します。</p>	
70	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2 対象企業	<p><質問内容></p> <p>質問及び回答No.12において、3地域・合計15社程度を前提として提案することが示されています。実際の参加企業数が15社程度から増減した場合、契約書(案)第5条に基づく計画変更(業務量および経費の増減を含む)の協議対象となるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p><質問理由></p> <p>研修環境、クラウド利用料、伴走支援工数、PoC件数および成果物数の算定前提に影響するため。</p>	<p>既存 Q&A No.12 のとおり、提案時は 3 地域・合計 15 社程度を前提としてください。</p> <p>実際の参加企業数の増減により、実施計画書に定める事業内容に重要な変更が生じる場合は、契約書(案)第 5 条に基づき、必要な手続を行います。</p> <p>なお、参加企業数が増加した場合も、本業務は契約金額の範囲内で実施するものとし、参加企業数の増加をもって契約金額を増額するものではありません。</p>	2026 年 10 月 29 日

71	Ⅲ. 仕様書	P.46／P.53	<p>4.3 参加要件／ 8.3.2 プロトタイプ 開発及び PoC 支 援</p>	<p><質問内容> 参加企業の選定に当たり、IPA から参加企業に対し、PoCへの 担当者の継続的な参加（定例 会議への出席等）、検証に利用 可能なデータの提供、AIサービ ス・クラウドサービスの利用につ いて、事前に了承を得ていただ くことは想定されていますでしょ うか。また、参加企業側に期待 する最低限の稼働量や担当者 数の目安があればご教示くださ い。</p> <p><質問理由> 本事業は参加企業が主体的に 試作・検証を行うことを前提とし ており、参加企業の関与の程度 がPoCの着手可否、成果および 支援工数に影響するため。</p>	<p>参加企業については、既存 Q&A No.18 のとおり、企業の担 当者が継続して研修及び PoC に取り組み、自社の業務課題を 理解した上で、AI を活用した試 作・検証に主体的に取り組むこ とを想定しています。</p> <p>一方、PoC で利用するデータの 範囲、AI・クラウドサービスの利 用その他の具体的な実施条件 については、参加企業の状況 及びPoCの内容等を踏まえ、業 務開始後にIPA、受託者及び参 加企業で確認・調整してくださ い。</p> <p>また、1 社当たりの参加人数に ついて一律の上限・下限は定め ておらず、参加企業に求める最 低稼働量についても一律には 定めていません。提案に当たっ ては、既存 Q&A No.18 のとお</p>	2026 年 10 月 29 日
----	--------	-----------	--	--	--	------------------------

					り、想定する 1 社当たりの参加人数と、それに対応する講師・技術支援者・利用環境の構成を明示してください。	
72	Ⅲ. 仕様書／Ⅱ. 契約書(案)	P.49／P.14	7.3 業務実施に係る費用及び経費内訳書 第 15 条(支払うべき金額の確定)	<p><質問内容></p> <p>仕様書7.3では、AIサービス、クラウドサービス等の費用は利用実績等をもって個別の支払対象とはせず、契約金額に含めるとされていますが、契約書(案)第15条では、経費の実績等の調査により支払うべき金額を確定するとされています。従量課金の利用料が経費内訳書の見込額を下回った場合は、実際の利用額で精算されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p><質問理由></p> <p>受講者が利用するクラウド環境は受託者が用意することとされており(質問及び回答No.3・No.4)、精算方法により経費内訳書に計上する利用料の額と</p>	<p>AI サービス、クラウドサービス等の費用は、仕様書 7.3 に記載のとおり、本業務の契約金額に含まれます。</p> <p>契約後は、契約書(案)第 14 条及び第 15 条に基づき、実績報告及び確定検査を行い、契約金額の範囲内で支払うべき金額を確定します。したがって、経費内訳書に記載した見込額がそのまま支払額として確定するものではありません。</p>	2026 年 10 月 29 日

				利用量の管理方法が異なるため。		
73	Ⅲ. 仕様書／Ⅵ. その他関係資料	P.49／P.72	7.3 業務実施に係る費用及び経費内訳書の作成要領及び説明 3. 留意事項②	<p><質問内容> 仕様書7.3では、要員の交通費等の諸経費はサービス提供費用に含めるとされていますが、経費内訳書の作成要領及び説明の「3. 留意事項」②では、旅費、交通費等を事業費に計上できるとされています。研修講師や技術支援者が地域へ出張する際の旅費・交通費は、人件費単価に含めるのか、事業費に計上するのか、いずれを想定されていますでしょうか。</p> <p><質問理由> 3地域での研修および伴走支援に伴う出張が多く、計上区分により人件費単価と事業費の額が異なるため。</p>	<p>研修、ワークショップ、事前ヒアリング等、本業務の実施に必要な出張に係る旅費・交通費・宿泊費については、人件費とは区分し、経費内訳書の事業費に計上してください。</p> <p>仕様書 7.3 の記載は、これらの費用を本業務の契約金額に含める趣旨であり、人件費単価に含めることを求めるものではありません。</p> <p>なお、サービス提供費用等に旅費・交通費等が含まれている場合は、重複して計上しないでください。</p>	2026 年 10 月 29 日
74	Ⅲ. 仕様書	P.51	8.1.1 広報物の作成	<p><質問内容> 質問及び回答No.5・No.15を踏まえ、受託者に求める「情報発</p>	既存 Q&A No.5・15 のとおり、本構想の周知及び地域セミナー等への聴講参加の案内を目的	2026 年 10 月 29 日

				<p>信」は、広報チラシおよびランディングページ原稿の作成に加え、どの範囲(関係機関への周知素材の提供、SNS等への掲載支援、セミナー等の告知支援等)を想定されていますでしょうか。また、受託者が利用可能なIPAの公式チャンネルがあればご教示ください。</p> <p><質問理由></p> <p>参加企業の募集・選定はIPAが実施することから、受託者の情報発信の範囲と責任分界を明確にし、必要工数を算定するため。</p>	<p>とした広報物の作成・更新を想定しています。具体的な情報発信の方法については、仕様書に定める業務内容を踏まえてご提案ください。</p> <p>IPA の公式チャンネルについて、受託者が直接利用することは仕様書等では定めていません。IPA ウェブサイト等への掲載については IPA が実施し、具体的な掲載方法及び役割分担については、契約締結後、提案内容を踏まえて IPA と受託者で調整します。</p>	
75	Ⅲ. 仕様書	P.51	8.1.2 事前のヒアリング	<p><質問内容></p> <p>地域共通課題および共同利用可能データの整理に当たり、地域産業データ、過年度の調査結果、地域DX推進ラボ等の既存資料は、IPAまたは地域関係機関からご提供いただけるでしょうか。</p>	<p>地域共通課題及び共同利用可能なデータの整理に当たっては、仕様書に示す業務内容を踏まえ、必要な情報の収集・分析方法をご提案ください。</p> <p>なお、地域関係機関との調整については、既存 Q&A No.22 に記載のとおり、IPA が地域関</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p><質問理由></p> <p>企業ヒアリングのみでは、地域の産業構造や共通課題の客観的な分析に必要な情報が不足する可能性があるため。</p>	<p>係機関との接続及び基本的な調整を行い、受託者はIPAと連携して実務を行う想定です。</p>	
76	Ⅲ. 仕様書	P.52	8.2.3 AI ハンズオン研修	<p><質問内容></p> <p>AIハンズオン研修では、参加企業の自社データの利用を必須とされますでしょうか。研修段階ではサンプルデータ・仮データを使用し、PoC段階から自社データを利用する構成でも要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p><質問理由></p> <p>機密データを研修環境で取り扱う場合、準備・確認期間および安全対策の内容が大きく異なるため。</p>	<p>AI ハンズオン研修の全ての演習で、自社データの利用を必須とするものではありません。</p> <p>Phase1 では、必要に応じてサンプルデータ又は仮データを用いてプロトタイプを作成することが可能です。</p> <p>ただし、参加企業の自社課題を起点とした研修とし、Phase1 終了時点で、各参加企業についてPhase2 のPoC に着手可能な状態となるよう成果を整理してください。</p>	2026 年 10 月 29 日
77	Ⅲ. 仕様書	P.52	8.2.3 AI ハンズオン研修／8.2.5 研修環境の整備	<p><質問内容></p> <p>質問及び回答No.3・No.4において、受講者は自身のPCから受託者が用意するクラウド環境</p>	<p>公表済み Q&A No.3・4 のとおり、研修では、研修受講者が用意する PC から利用可能な、一定のセキュリティ水準を確保し</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>に接続する形とすることが示されています。受講者のPCに、クラウド環境に接続して使用する開発支援用のアプリケーションを、参加企業の下承を得たうえで導入することは可能でしょうか。また、参加企業のPCで外部クラウドサービスへの接続が制限されている場合の許可設定等は、参加企業側でご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p><質問理由></p> <p>受講者のPCにアプリケーションを導入できない場合や接続制限がある場合は、クラウド上のデスクトップ環境の用意等が必要となり、研修環境の構成および費用が異なるため。</p>	<p>たクラウド環境を受託者が提供することを想定しています。参加企業のPCにローカル開発環境を構築して使用することは、原則として想定していません。</p> <p>受講者のPCへのアプリケーションの導入及び外部クラウドサービスへの接続に必要な設定の可否については、仕様書では定めておらず、参加企業の端末・ネットワーク環境や管理方針によります。これらの制約がある場合も想定し、公表済みQ&A No.3・4及び仕様書に定める要件を満たす研修環境をご提案ください。</p>	
78	Ⅲ. 仕様書	P.52	8.2.5 研修環境の整備	<p><質問内容></p> <p>質問及び回答No.13において、研修会場等は原則としてIPAおよび地域関係機関が確保する</p>	<p>既存 Q&A No.13 のとおり、研修、ワークショップ及び成果報告会の会場は、IPA 及び地域の関係機関による確保を基本とし</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>ことが示されています。この場合、会場使用料、ネットワーク環境（無線LAN等）、プロジェクター等の設備の費用負担はIPAまたは地域関係機関との理解でよろしいでしょうか。受託者側で手配が必要となる設備等があればご教示ください。</p> <p><質問理由></p> <p>会場費、通信環境、機材の手配および搬入の費用が見積りに影響するため。</p>	<p>て調整します。IPA 又は地域の関係機関が確保する会場の使用料については、受託者の経費内訳書への計上は不要です。</p> <p>ネットワーク環境、プロジェクター等については、確保する会場の付帯設備として利用可能な範囲で使用することを想定しています。会場の付帯設備で対応できず、本業務の実施に必要な機材・通信環境等を受託者が追加で手配する場合は、当該費用を経費内訳書に計上してください。</p>	
79	Ⅲ. 仕様書	P.53	8.3.1 PoC 実施計画の策定	<p><質問内容></p> <p>PoC実施計画について、参加企業およびIPAの合意は、書面による承認、電子メール、会議の議事録等のいずれの方法を想定されていますでしょうか。また、IPAの確認に要する標準的な期間をご教示ください。</p>	<p>PoC 実施計画について、参加企業及び IPA の合意を得る具体的な方法は、仕様書では定めていません。具体的な方法については、契約締結後、IPA と受託者で協議します。</p> <p>また、IPA の確認に要する期間についても一律の期間は定め</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p><質問理由></p> <p>15社のPoC開始の判定とスケジュール管理、および検査時の証跡の形式を統一するため。</p>	<p>ていません。PoC の実施スケジュールを踏まえ、契約締結後、具体的な進め方を調整します。</p>	
80	Ⅲ. 仕様書	P.53	8.3.2 プロトタイプ開発及び PoC 支援	<p><質問内容></p> <p>「原則各社1件以上」について、1社が複数のテーマを希望した場合の取扱い、およびデータの制約等によりPoCの着手が困難となった場合の代替となる成果の考え方をご教示ください。</p> <p><質問理由></p> <p>支援範囲を明確にし、PoCに着手できない場合の完了の判断と成果物の要件を確定するため。</p>	<p>仕様書に記載のとおり、原則として各社1件以上のプロトタイプの作成及び検証を支援してください。1 社について複数件のプロトタイプの作成及び検証を一律に求めるものではありません。具体的な PoC の対象については、Phase1 の結果を踏まえてPoC 実施計画を作成し、参加企業及び IPA の合意を得た上で決定してください。</p> <p>また、データの制約等によりPoC の実施が困難となった場合の代替成果については、仕様書では定めていません。具体的な対応については、その状況を踏まえ、IPA、受託者及び参加企業で協議します。データの制約等により着手が困難な場合</p>	2026 年 10 月 29 日

					は、速やかに IPA へ報告し、テーマの見直し、利用可能な代替データによる検証等の対応案を提示してください。	
81	Ⅲ. 仕様書	P.53	8.3.3 伴走支援	<p><質問内容> 伴走支援において、コードの作成・修正、データ加工、API連携、外部システムとの接続等の実作業は受託者の作業範囲に含まれますでしょうか。含まれる場合、企業1社当たりの想定上限をご教示ください。</p> <p><質問理由> 助言を中心とするか実装作業を含むかにより、必要なスキル、工数および成果に対する責任の範囲が大きく異なるため。</p>	<p>伴走支援は、助言のみを想定するものではなく、仕様書 8.3.3 に記載のとおり、開発及び検証に関する技術相談、AI ツール及び開発環境の利用支援、データ活用及びデータ整備に関する助言、プロトタイプの改善支援等を含みます。</p> <p>具体的な作業範囲及び役割分担については、参加企業が主体となってプロトタイプの開発及び検証を行うことを前提としてご提案ください。また、企業、受託者及び関係者の具体的な役割分担は、各社の PoC 実施計画において整理してください。</p> <p>なお、本事業は、本番運用システム又は商用サービスの完成</p>	2026 年 10 月 29 日

					を求めるものではありません。また、1 社当たりの支援時間又は作業量について、一律の上限は定めていません。	
82	I .公募要領	P.6	5.2 審査方法 (2) ヒアリング	ヒアリングについて、「提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること」と記載されていますが、出席者は実施責任者 1 名に限られますか。実施責任者に加えて、担当者等の複数名が同席・参加することは可能でしょうか。	出席者を実施責任者 1 名に限定するものではありません。提案内容を熟知した実施責任者等に加え、担当者等が同席・参加することは可能です。	2026 年 10 月 29 日
83	IV . 評価項目一覧、 V . 評価手順書	P.62/P.64～65	9.1.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	評価項目 9.1.1 において、えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定等が加点対象とされていますが、加点評価を受けるにあたり、認定通知書・認定証等の写しを提案書とあわせて提出する必要がありますか。	質問及び回答 No.45 のとおり、当該項目による加点を希望する場合は、認定通知書の写し等、該当する認定等の区分及び取得状況を確認できる資料を、提案書と併せて提出してください。行動計画の策定により加点を希望する場合は、評価基準に定める条件への該当性を確認できる資料を提出してください。あ	2026 年 10 月 29 日

					わせて、既存 Q&A No.24 に示す対応表に、当該資料の掲載箇所を記載してください。	
84	Ⅲ. 仕様書	P.49～50/P.53	8.3.3 伴走支援	Phase2において、参加企業の自社データを扱う段階では、受託者が提供する環境に加えて、参加企業が契約・管理する環境を使い、受託者がその設計・設定・利用を支援する形も可能でしょうか。	公表済み Q&A No.3・4 のとおり、Phase1 及び Phase2 に必要なクラウド環境は、研修受講者が用意する PC から利用可能な、一定のセキュリティ水準を確保した環境を受託者が提供することを想定しています。 Phase2 において、参加企業の自社データの管理上の制約等により個別の対応が必要となる場合の具体的な環境構成及び役割分担については、参加企業の状況を踏まえ、契約締結後、IPA、受託者及び参加企業で協議します。	2026 年 10 月 29 日
85	Ⅲ. 仕様書	P.46/P.51～52	3.3 事業スケジュール、4.1 対象地域、8.2 Phase1	3 地域での研修・ワークショップの実施順序や間隔について、指定はありますでしょうか。	3 地域での実施順序及び開催間隔について、一律の指定はありません。仕様書に示す事業スケジュール及び各フェーズの内容・到達目標を踏まえ、実施	2026 年 10 月 29 日

					<p>方法をご提案ください。</p> <p>具体的な実施日程については、契約締結後、IPA 及び地域関係機関との調整を踏まえて決定します。</p>	
86	I．公募要領	P.4	3.2 その他留意事項	<p>3.2①では電子ファイルを「1ファイルにまとめて作成すること」とされています。文書形式の本体とスライド形式の資料をPDF形式で1ファイルにまとめれば、この要件を満たすと考えてよいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。文書形式の本体及びスライド形式の資料をPDF形式で1ファイルにまとめることで、公募要領3.2①の「1ファイルにまとめて作成すること」の要件を満たします。</p>	2026 年 10 月 29 日
87	I．公募要領	P.4	3.2 その他留意事項	<p>3.2④では用紙を「縦置き・横置きのいずれも可」としています。1つの提案書の中で、縦置きのページと横置きのページを混ぜて使ってもよいでしょうか。紙で提出する提案書についても同じ扱いでよいかを教えてください。</p>	<p>A4 判の縦置きと横置きのページを、一つの提案書内で併用することは可能です。紙で提出する提案書も同様です。</p>	2026 年 10 月 29 日
88	I．公募要領	P.4	3.2 その他留意事項	<p>スライド形式の資料は、提案書の一部として評価の対象になるのでしょうか。また、そのページにも3.2③(文字は10ポイント以</p>	<p>提案書の一部として提出するスライド形式の資料も、評価の対象となります。当該資料にも、公募要領3.2に定める文字の大き</p>	2026 年 10 月 29 日

				上)と3.2④(左右に19mm以上の余白)が適用されるのでしょうか。	さ 10 ポイント以上及び左右 19mm 以上の余白等の条件が適用されます。	
89	Ⅲ. 仕様書	P50～51	8.1 Phase0: 広報物の作成および企業ヒアリング	受託者が行う「情報発信」は、作ったランディングページの公開や広報チラシのデータ提供など、作った広報物を外部に公開するところまでと考えてよいでしょうか。	広報物の作成に加え、仕様書 8.1.1 に記載するランディングページへの情報の掲載・更新等の情報発信を行ってください。ランディングページの掲載先サーバー等の取扱いについては、公表済み Q&A No.5 のとおりです。	2026 年 10 月 29 日
90	Ⅲ. 仕様書	P50～51	8.1 Phase0: 広報物の作成および企業ヒアリング	次の取り組みは受託者の必須の作業に入らず、提案する場合は任意の追加提案という扱いになるのでしょうか。 SNSアカウントの開設・運用 プレスリリースの配信 Web広告の出稿 外部メディアへの掲載の働きかけ 募集説明会の開催 個別企業への勧誘	ご提示の SNS アカウントの開設・運用、プレスリリースの配信、Web 広告の出稿、外部メディアへの掲載の働きかけ及び募集説明会の開催については、一律の必須業務として指定していません。なお、PoC 参加企業の募集及び個別企業への勧誘は、受託者に求めています。	2026 年 10 月 29 日

91	Ⅲ. 仕様書	P50～51	8.1 Phase0: 広報物の作成および企業ヒアリング	応募数が想定を下回った場合、受託者は追加の施策を行う必要があるのでしょうか。それとも、必要に応じてIPAと協議し、契約金額の範囲内で対応を決めるという理解でよいのでしょうか。	既存 Q&A No.15 のとおり、PoC に取り組む参加企業は IPA が決定する予定であり、受託者に応募数の確保を求めるものではありません。	2026 年 10 月 29 日
92	Ⅱ. 契約書	P.10	契約書(案)第 1 条第 1 項	第1条第1項では、甲が承認した提案書が「契約書類」に含まれ、乙はこれに従って委託業務を実施することとされています。提案書には、実施方針のほか、想定する効果や目標値、参考事例、任意の追加提案など、契約締結後に実施計画書を策定する中で具体化・調整していく事項も含まれます。これらが一律に履行義務になると、実施計画書の策定段階で甲乙協議による調整が難しくなるおそれがあります。 つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。 【修正案】	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>第1条第1項に次の文を追記する。「ただし、甲が承認した提案書の内容は、別紙1実施計画書に反映された範囲において乙の義務を構成するものとし、提案書に記載した想定効果、目標値等は、その達成を乙に義務付けるものではない。」</p>		
93	Ⅱ．契約書	P39～40	<p>契約書(案)第1条第1項(別紙5検査基準書)</p>	<p>別紙5検査基準書の受入基準では、「別紙1実施計画書及び提案書に定める内容」を満たすことが求められています。</p> <p>提案書には、想定する効果や目標値、任意の追加提案など、契約締結後に実施計画書を策定する中で具体化・調整していく事項も含まれます。提案書の記載がそのまま検査基準になると、実施計画書で調整した内容と検査基準が食い違うおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p>	<p>ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

				<p>【修正案】</p> <p>別紙5検査基準書の「別紙1実施計画書及び提案書に定める内容」を「別紙1実施計画書に定める内容」とする。</p>		
94	Ⅱ．契約書	P.10	契約書(案)第1条第3項	<p>第1条第3項では、甲は約定の委託金額以外の支払義務を負わないとされています。委託金額の範囲内で業務を遂行すべきことは理解しています。一方、甲の指示や第5条の計画変更によって業務が追加・変更され、必要な経費が増える場合の扱いが明らかではありません。</p> <p>このような場合は、第30条第1項に基づき、甲乙協議の上で委託金額(上限額)の変更を協議できるとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
95	Ⅱ．契約書	P.10	契約書(案)第1条第3項	<p>第1条第3項では、甲は約定の委託金額以外の支払義務を負わないとされています。委託金額の範囲内で業務を遂行すべ</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>業務内容の変更が必要となる場合は、その内容に応じて、契</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>きことは理解しています。一方、甲の指示や第5条の計画変更によって業務が追加・変更され、必要な経費が増える場合の扱いが明らかではありません。</p> <p>甲の指示による業務の追加で経費が上限を超える場合に、委託金額を変更しないまま乙の負担で実施することまで求める趣旨ではないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>約書(案)に定める計画変更又は契約変更等の所定の手続を行うこととなります。</p>	
96	Ⅱ. 契約書	P.10	契約書(案)第1条第3項	<p>第1条第3項では、甲は約定の委託金額以外の支払義務を負わないとされています。委託金額の範囲内で業務を遂行すべきことは理解しています。一方、甲の指示や第5条の計画変更によって業務が追加・変更され、必要な経費が増える場合の扱いが明らかではありません。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p>	<p>ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。</p>	2026 年 10 月 29 日

				第1条第3項に次の文を追記する。「ただし、甲の指示又は第5条の計画変更により委託業務の内容が追加又は変更され、委託業務の遂行に必要な経費が増加する場合は、甲乙協議の上、委託金額の変更その他必要な措置を講ずる。」		
97	Ⅱ．契約書	P.10	契約書(案)第1条の3第1項第1号	<p>第1条の3第1号では、完成の要件となる業務として列挙された業務の後に「その他の業務」とあり、完成の要件となる業務の範囲が確定していません。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第1号の「その他の業務」を「その他別紙1実施計画書に定める業務」とする。</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日
98	Ⅱ．契約書	P.10	契約書(案)第1条の3	<p>すでにQ&A(項番10)にてご回答いただいておりますが、完成及び検査の規定は、所定の業務実施と納入物の提出、及びそ</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>の内容を確認するためのものであり、個社PoCにおける特定の技術的・事業的成果の実現や本番システムの完成を一律に保証させる趣旨ではないと理解しております。この趣旨を条文上も明確にさせていただきたく、修正をお願いします。</p> <p>【修正案】</p> <p>第1条の3に次の項を追加する。</p> <p>「2委託業務の完成は、前項各号に定める業務の実施及び納入物等の提出をもって判断するものとし、個社PoCにおける特定の技術的・事業的成果の実現又は本番システムの完成を乙に保証させるものではない。」</p>		
99	Ⅱ.契約書	P.10	契約書(案)第1条の3	<p>本事業には、参加企業の辞退、日程調整の不調、ヒアリングやPoCへの協力が得られない場合など、乙の努力だけでは実施できない業務が含まれます。第1条の3では「各号の全て」の履</p>	<p>ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

				<p>行が完成の要件になっているため、これらの事情で一部を実施できなかった場合に未完成と判断され、違約金（第19条）や解除（第20条）につながるおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第1条の3に次の項を追加する。</p> <p>「3参加企業の辞退その他乙の責めに帰すことができない事由により第1項各号の一部を実施できない場合は、甲乙協議の上で別紙1実施計画書を変更し、変更後の内容をもって完成を判断する。」</p>		
100	Ⅱ.契約書	P.11	契約書（案）第 4 条第 1 項	<p>Q&A（項番23）にて、研修教材及びワークショップ資料については、本業務により新たに作成する部分と、受託者等が従前から権利を有する部分を区分し、それぞれ第4条に従って取り扱い</p>	<p>既存の知的財産と、本業務により新たに作成する納入物の権利は、既存 Q&A No.23 及び契約書案第 4 条に従って取り扱います。新たに作成した部分は、汎用性を有することのみをもって</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>う旨をご回答いただいております。新たに作成する部分は、第4条第1項により、追加支払なしに発生と同時に甲へ譲渡されることになります。</p> <p>納入物には、研修教材、ワークショップの進行設計、テンプレート、プログラム、プロンプト等が含まれます。その中には、本事業の期間中に作成するものであっても、本事業や特定の参加企業に固有でない汎用的な部分（一般的な手法、ひな形、汎用的な部品等）があります。これらの著作権が甲に譲渡されると、乙が他の業務で同様のノウハウを用いることに支障が生じるおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第4条に次の項を追加する。「乙は、納入物のうち、本事業又は</p>	<p>譲渡対象から除外されるものではありません。受託者による再利用を希望する部分がある場合は、対象、利用方法及び権利関係を明示してご相談ください。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				参加企業に固有でない汎用的な手法、ひな形、プログラムの部品その他のノウハウについて、甲及び参加企業の秘密情報を含まない範囲で、自ら利用することができる。」		
101	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第4条第2項	Q&A(項番9)にて、公募時の仕様書は契約書に添付せず、契約締結時に作成する実施計画書等を契約書類とする旨をご回答いただいております。一方、第4条第2項では、乙知的財産権を納入物に使用した場合、甲は、仕様書記載の「目的」のため、仕様書の「納入物」の項に記載した利用方法に従って、自ら使用し、又は第三者に使用させることができるとされています。ただし、仕様書に明確な利用方法が定められていない場合は「甲が相当と認める方法」によるとされ、「使用」には改良・改変を含むあらゆる利用態様が	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>含まれるとされています。</p> <p>仕様書は契約書類に含まれず、また仕様書「15.納入物」にも利用方法の明確な記載がないため、ただし書が適用され、乙知的財産権が本事業と関係のない第三者に利用されたり、改変・再配布されたりするおそれがあります。甲及び本事業の参加企業が本事業の目的で利用することに異存はありません。つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第2項の「仕様書記載の「目的」のため、仕様書の「納入物」の項に記載した利用方法に従い」を「別紙1実施計画書に定める本事業の目的のため、納入物を当該目的で利用するために必要な範囲で」とし、ただし書の「甲が相当と認める方法」を「納入物を本事業の目的で利用す</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				るために必要な範囲」とする。		
102	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第 4 条第 2 項	<p>Q&A(項番9)にて、公募時の仕様書は契約書に添付せず、契約締結時に作成する実施計画書等を契約書類とする旨をご回答いただいております。一方、第4条第2項では、乙知的財産権を納入物に使用した場合、甲は、仕様書記載の「目的」のため、仕様書の「納入物」の項に記載した利用方法に従って、自ら使用し、又は第三者に使用させることができるとされています。ただし、仕様書に明確な利用方法が定められていない場合は「甲が相当と認める方法」によるとされ、「使用」には改良・改変を含むあらゆる利用態様が含まれるとされています。</p> <p>仕様書は契約書類に含まれず、また仕様書「15.納入物」にも利用方法の明確な記載がないため、ただし書が適用され、</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>乙知的財産権が本事業と関係のない第三者に利用されたり、改変・再配布されたりするおそれがあります。甲及び本事業の参加企業が本事業の目的で利用することに異存はありません。つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第2項の「第三者」を「本事業の参加企業その他甲が本事業の目的の達成のために必要と認める者」とする。</p>		
103	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第4条第2項	<p>第4条第2項では、乙知的財産権を納入物に使用した場合、甲は期間の制限なく、追加の対価なしに自ら使用し、又は第三者に使用させることができるとされています。Q&A(項番23)にて、研修教材等について、本業務により新たに作成する部分と、受託者又は第三者が従前から権利を有する部分を区分し、そ</p>	<p>ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

				<p>れぞれ第4条に従って取り扱う旨をご回答いただいております。この区分を甲乙間で確実に共有するため、区分の方法を条文上明確にさせていただきたいと考えます。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第2項に次の文を追記する。「乙は、納入物に使用する乙知的財産権を、納入時に書面で甲に通知する。」</p>		
104	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第4条第6項	<p>第4条第6項では、委託業務の遂行中に「納入物に関して」乙が取得した新規知的財産権は、納入物の引渡しと同時に甲へ譲渡されるとされています。また、第2項により「知的財産権」にはノウハウも含まれます。</p> <p>本項の対象は、納入物に具体的に含まれ、又は表現されている発明・著作物等に限られ、乙</p>	<p>第4条第6項は、委託業務の遂行中に納入物に関して受託者等が取得した知的財産権を対象とします。業務を通じて得た知見・経験のすべてを一律に譲渡対象とする趣旨ではありません。対象が不明な場合は、内容及び納入物との関係を示してご相談ください。</p>	

				が業務遂行の過程で得た一般的な知見・経験・ノウハウは含まれないとの理解でよいでしょうか。		
105	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第 4 条第 6 項	<p>仕様書「13.知的財産権」では、参加企業が提供するデータ、資料、ソフトウェア、ノウハウその他既存の知的財産は当該権利者に帰属するとされています。一方、個社PoCにおいて新たに生じる成果物・知的財産権の扱いは定められていません。</p> <p>個社PoCにおいて参加企業と共同で、又は参加企業のデータを用いて新たに生じた成果物・知的財産権について、甲・乙・参加企業の間での帰属をどのように想定されていますか。</p>	<p>本業務は、参加企業が主体となって行うプロトタイプ作成及びPoCに対し、受託者が研修及び伴走支援を提供するものです。その過程で、納入物に関して受託者が取得する著作権その他の新規知的財産権は、契約書案第 4 条に従い、IPA に帰属します。既存の知的財産権についても、同条に従って取り扱います。</p> <p>一方、参加企業自身が作成し、当該企業が権利を有する成果物については、本事業への参加のみをもって、その権利が当然に IPA へ移転するものではありません。共同で作成する場合を含め、作成主体及び権利関係を整理し、参加企業による事</p>	2026 年 10 月 29 日

					<p>業終了後の継続利用並びに IPA への提出・利用に必要な取決めを行ってください。</p> <p>参加企業が継続利用等を必要としない成果物については、当該企業その他の権利者から納入及び権利譲渡への同意が得られた範囲で、ソースコード等の関連資料とともに IPA へ納入し、譲渡可能な権利を IPA に帰属させることを想定しています。具体的な対象範囲及び条件は、IPA、受託者及び参加企業の間で書面により確認します。</p>	
106	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第 4 条第 6 項	<p>仕様書「13.知的財産権」では、参加企業が提供するデータ、資料、ソフトウェア、ノウハウその他既存の知的財産は当該権利者に帰属するとされています。一方、個社PoCにおいて新たに生じる成果物・知的財産権の扱いは定められていません。</p> <p>個社PoCで新たに生じる成果</p>	<p>個社 PoC で生じる成果物及び知的財産権については、仕様書及び契約書(案)に従って取り扱ってください。乙と参加企業との間の取決めについて、IPA 所定の様式はありません。</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>物・知的財産権の帰属について、乙と参加企業の間で別途取決めを行う必要はありますか。</p> <p>必要な場合、甲が定める雛形等がありますか。</p>		
107	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第4条第6項	<p>第4条第6項では、委託業務の遂行中に「納入物に関して」乙が取得した新規知的財産権は、納入物の引渡しと同時に甲へ譲渡されるとされています。また、第2項により「知的財産権」にはノウハウも含まれます。</p> <p>一般的な知見やノウハウまで譲渡の対象となると、乙が他の業務で同様のノウハウを用いることに支障が生じるおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第6項に次の文を追記する。「ただし、乙が委託業務の遂行の過程で得た一般的な知見、経験</p>	<p>第4条第6項は、委託業務の遂行中に、納入物に関して受託者が取得した新規知的財産権の取扱いを定めるものです。業務を通じて得た一般的な知見、経験及び技能等を、受託者が他の業務で活用することを一律に妨げる趣旨ではありません。</p> <p>ただし、IPA に譲渡される知的財産権や、IPA 及び参加企業の秘密情報等については、これらの一般的な知見・経験等とは区別し、契約書に従って取り扱ってください。具体的な取扱いに懸念がある場合は、対象となる内容及び権利関係を提案時に明示してください。</p> <p>以上の取扱いとするため、ご提</p>	2026 年 10 月 29 日

				及びノウハウであって、納入物に具体的に表現されていないものは、新規知的財産権に含まない。」	示の条文追記は行わず、現行条項に基づき対応することを想定しています。	
108	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第4条第8項	<p>第4条第8項では、委託業務又は納入物に関して、第三者の知的財産権の侵害に関する紛争「その他第三者との間で何らかの紛争」が発生した場合、乙が全責任を負うとされています。対象は知的財産権に限られず、参加企業との紛争を含むあらゆる紛争に及ぶと読めます。甲や参加企業が提供した資料・データ・指示に起因する紛争や、甲の事業方針に起因する紛争まで乙が責任を負うことになると、乙が管理できない範囲を含むことになります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第8項を次のとおりとする。「委</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				託業務又は納入物に関して第三者の知的財産権の侵害に関する紛争が発生し、それが乙の責めに帰すべき事由によるときは、乙の責任と負担において解決する。ただし、甲又は参加企業が提供した資料、データ、ソフトウェア若しくは指示に起因する場合は、この限りでない。」		
109	Ⅱ.契約書	P.11	契約書(案)第4条第8項	<p>第4条第8項では、第三者との紛争について乙が全責任を負うとされ、その範囲に上限が定められていません。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第8項に次の文を追記する。「この場合において乙が負う賠償の額は、第23条に定める上限に従う。」(第23条に損害賠償の上限を設ける修正案とあわせて検討をお願いします。)</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

110	Ⅱ.契約書	P.12	契約書(案)第 7 条第 1 項	<p>AI開発・実証環境の提供では、クラウドサービス、生成AIサービス、SaaS等を利用する予定です。</p> <p>これらのサービスの利用契約は、経費内訳書上の「事業費」として計上するものであり、第7条の再委託には当たらないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
111	Ⅱ.契約書	P.12	契約書(案)第 7 条第 1 項	<p>経費内訳書の作成要領では、人件費は「受託者の内部要員又は外部人材の別にかかわらず」計上するとされています。</p> <p>乙の管理の下で業務に従事する外部人材(個人事業主を含む。)は、第7条の再委託ではなく人件費として扱うとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>経費内訳書上の費目と、契約書(案)第 7 条に定める再委託への該当性は、それぞれの定めに基づき判断します。</p> <p>経費内訳書の作成要領では、受託者の内部要員又は外部人材の別にかかわらず、本事業の遂行に直接必要となる業務に従事する者の費用を人件費として記載することとしています。</p> <p>一方、外部人材への業務の委託が契約書(案)第 7 条に定める再委託に該当する場合は、同条の定めに従ってください。</p>	2026 年 10 月 29 日

112	Ⅱ.契約書	P.12	契約書(案)第 7 条第 1 項	<p>第7条では、再委託は「委託業務の一部を第三者に委託すること」とされています。</p> <p>乙の子会社等の関係会社に業務の一部を委託する場合も、他の第三者と同じく再委託として扱うのでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
113	Ⅱ.契約書	P.12	契約書(案)第 7 条第 2 項	<p>第7条第2項では、第1項第2号の承認を受けようとする場合は、あらかじめ再委託に係る承認申請書を提出することとされています。</p> <p>契約締結後に承認を申請する場合、承認までの標準的な所要期間を教えてください。</p>	<p>承認までの標準的な日数は定めていません。申請内容、再委託先の体制及び情報管理等の確認に要する期間によります。</p> <p>予定する業務及び実施時期を早期に IPA へ相談し、必要な資料を提出してください。承認が必要な再委託は、承認を得た後に実施してください。</p>	2026 年 10 月 29 日
114	Ⅱ.契約書	P.12	契約書(案)第 7 条	<p>AI開発・実証環境の提供では、クラウドサービス、生成AIサービス、SaaS等の汎用的なサービスを利用する予定です。これらの利用が再委託に当たるかどうかは条文上明確でないため、利用のたびに承認手続が必要に</p>	<p>ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>なると、業務の円滑な実施に支障が生じるおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第7条に次の項を追加する。「5クラウドサービス、ソフトウェア製品その他の汎用的な製品又はサービスの利用は、再委託に該当しない。」</p>		
115	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 15 条	<p>委託金は「委託業務の実施に要した経費の額のうち、第15条により甲が確定した額」(上限あり)とされており、実績に基づく精算方式と理解しています。</p> <p>人件費は、経費内訳書に記載した人件費単価に実績工数を乗じて算定し、単価は契約時の経費内訳書の単価で確定する(実際の給与額等による単価の再算定は行わない)との理解でよいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日

116	Ⅱ.契約書	P.13～14	契約書(案)第 15 条(第 14 条第 3 項 関連)	<p>委託金は「委託業務の実施に要した経費の額のうち、第15条により甲が確定した額」(上限あり)とされており、実績に基づく精算方式と理解しています。</p> <p>人件費の実績を証明する書類は、第14条第3項の従事者別工数表で足りるでしょうか。給与台帳等の提出も求められるのでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
117	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 15 条	<p>委託金は「委託業務の実施に要した経費の額のうち、第15条により甲が確定した額」(上限あり)とされており、実績に基づく精算方式と理解しています。</p> <p>費目間(人件費、事業費、再委託・外注費)や業務区分間で実績額が経費内訳書の金額と異なった場合、委託金額の上限の範囲内で相互に充当すること(流用)は認められるでしょうか。認められる場合の条件と手続を教えてください。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日

118	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 15 条	<p>委託金は「委託業務の実施に要した経費の額のうち、第15条により甲が確定した額」(上限あり)とされており、実績に基づく精算方式と理解しています。</p> <p>人件費単価の扱いが契約書類上明確でないと、確定額の算定について後日疑義が生じるおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>特記事項等に、人件費単価は契約時の経費内訳書に記載した単価で確定する旨を明記する。</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日
119	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 15 条	<p>委託金は「委託業務の実施に要した経費の額のうち、第15条により甲が確定した額」(上限あり)とされており、実績に基づく精算方式と理解しています。</p> <p>本事業は参加企業の状況に応じて支援内容を調整するため、</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>費目間・業務区分間の実績が経費内訳書の金額から変動することが想定されます。流用の可否が契約書類上明確でないと、確定額の算定について後日疑義が生じるおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>特記事項等に、委託金額の上限の範囲内で費目間・業務区分間の流用を認める旨と、その条件・手続を明記する。</p>		
120	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 19 条	<p>第19条では、乙が天災その他不可抗力の原因によらないで完了期限までに納入物の引渡しを終わらないときは、延引日数1日につき契約金額の1,000分の1(年率換算で約36.5%)の違約金を徴収できるとされています。</p> <p>本事業には、参加企業の日程や協力状況、甲の確認・承認に</p>	<p>ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

				<p>左右される業務が含まれ、遅延の原因が乙にあるとは限りません。一方、本条の免責事由は不可抗力に限られています。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>「天災その他不可抗力の原因によらないで」を「乙の責めに帰すべき事由により」とする。</p>		
121	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 19 条	<p>第19条では、乙が天災その他不可抗力の原因によらないで完了期限までに納入物の引渡しを終えないときは、延引日数1日につき契約金額の1,000分の1(年率換算で約36.5%)の違約金を徴収できるとされています。</p> <p>本事業の納入物は複数あり、一部の納入物の遅延であっても契約金額全体を基礎に違約金が算定されると、遅延の程度と均衡を欠くと考えます。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正</p>	<p>ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。</p>	<p>2026 年 10 月 29 日</p>

				<p>いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>算定の基礎を「契約金額」から「引渡しが遅延した納入物に相当する金額」とする。</p>		
122	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 19 条	<p>第19条では、乙が天災その他不可抗力の原因によらないで完了期限までに納入物の引渡しを終えないときは、延引日数1日につき契約金額の1,000分の1(年率換算で約36.5%)の違約金を徴収できるとされています。</p> <p>この率は、乙が甲に委託金を返還する場合の延滞金(第21条第2項。年3パーセント)と比べて均衡を欠くと考えます。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>違約金の率を年3パーセント(第21条第2項と同率)とする。</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日
123	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 19 条	<p>第19条では、乙が天災その他不可抗力の原因によらないで完</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>了期限までに納入物の引渡しを終えないときは、延引日数1日につき契約金額の1,000分の1(年率換算で約36.5%)の違約金を徴収できるとされています。</p> <p>違約金の総額に上限がないため、遅延が長期化した場合の負担を見積もることができません。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第19条に次の文を追記する。</p> <p>「ただし、違約金の総額は、契約金額の10分の1を上限とする。」</p>		日
124	Ⅱ.契約書	P.14～15	契約書(案)第19条(第23条第1項関連)	<p>第19条では、乙が天災その他不可抗力の原因によらないで完了期限までに納入物の引渡しを終えないときは、延引日数1日につき契約金額の1,000分の1(年率換算で約36.5%)の違約金を徴収できるとされています。</p> <p>また、第23条第1項により、違約</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>金の徴収とは別に損害賠償も請求できる規定となっており、同一の遅延について違約金と損害賠償が重ねて請求されるおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第23条第1項に、遅延による損害については、違約金を超える損害がある場合に限りその超える額を請求できる旨を明記する。</p>		
125	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 20 条第 1 項第 1 号	<p>第20条第1項では、甲は催告を要さず直ちに本契約を解除できるとされ、第1号では「完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき」が解除事由とされています。判断の基準が明確でなく、乙の責めに帰することができない事由による場合も含まれ得ることを懸念しています。</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>つきましては、以下のとおり修正 いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第1号の後段を「乙の責めに帰すべき事由により、完了期限までに委託業務を完了する見込みがないことが明らかなとき」とする。</p>		
126	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 20 条第 1 項第 4 号	<p>第20条第1項では、甲は催告を要さず直ちに本契約を解除できるとされ、第4号では「乙が本契約の規定に違反したとき」が解除事由とされています。第4号には書類提出の遅れなどの軽微な違反も含まれ得るため、是正の機会がないまま直ちに解除されることを懸念しています。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正 いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第4号を第1項から除き、次の項を設ける。「甲は、乙が本契約の規定に違反した場合におい</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				て、相当の期間を定めて是正を催告し、その期間内に是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その違反が軽微であるときは、この限りでない。」		
127	Ⅱ.契約書	P.14～15	契約書(案)第 20 条	<p>本契約書には、甲の都合による解除の定めがありません。</p> <p>甲の事業方針の変更、予算の削減その他甲の都合により本契約を解除又は変更する場合、既に履行した部分の対価の支払を含め、どのように取り扱われるのかを教えてください。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
128	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 20 条第 1 項第 2 号	<p>第20条第1項第2号では、「乙が正当な事由なく解約を申し出たとき」が解除事由とされています。</p> <p>この「正当な事由」には、天災、法令の改廃、参加企業の大半の辞退など、乙の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合が含ま</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日

				れるとの理解でよいでしょうか。		
129	Ⅱ.契約書	P.14	契約書(案)第 20 条第 1 項	<p>第20条第1項後段では、解除した場合、甲はそれまでに履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わないとされ、第2項では支払済みの委託金の返還を求めることができるとされています。</p> <p>本事業は約1年にわたり、研修、ワークショップ、PoC支援など、実施した時点で甲及び参加企業が便益を受ける業務が中心です。契約の後半で解除された場合に、既に実施し甲が受領・利用している業務の対価まで一切支払われないことを懸念しています。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第1項後段を次のとおりとする。</p> <p>「この場合、甲は、解除の時までに乙が履行した委託業務のう</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				ち、甲が既に受領し、又は利用する部分については、その履行の割合に応じた対価を支払う。」		
130	Ⅱ.契約書	P.14～15	契約書(案)第 20 条	<p>本契約書には、甲の都合による解除の定めがありません。甲の事業方針の変更や予算の削減により本契約が解除された場合に、乙の責めに帰すことができない事由であるにもかかわらず、既に履行した業務の対価や乙に生じた費用の扱いが定まらないことを懸念しています。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第20条に次の項を追加する。</p> <p>「甲は、甲の都合により本契約の全部又は一部を解除する場合は、乙が解除の時までに履行した委託業務の対価及び解除により乙に生じた費用を支払う。」</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

131	Ⅱ.契約書	P.15	契約書(案)第 22 条第 1 項	<p>本契約は委任契約であり、乙は第1条により善良な管理者の注意をもって委託業務を実施する義務を負います。これに加えて第22条では、委託業務の完了後も「役務行為の成果」が契約内容に適合しない場合の履行の追完、乙の負担による第三者の追完、対価の減額が定められています。</p> <p>すでにQ&A(項番10)にてご回答いただいているとおり、本契約は個社PoCにおける特定の技術的・事業的成果の実現を一律に保証させる趣旨ではないと理解しております。しかし、「役務行為の成果」には第1条の3に定める広範な業務が含まれ得るうえ、研修、ワークショップ、伴走支援といった役務について、何をもって「適合しない」とするのかの基準が明確ではありません。</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日
-----	-------	------	-------------------	---	------------------------------	------------------------

				<p>つきましては、以下のとおり修正 いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第1項の「役務行為の成果」を 「納入物」とし、次の文を追記す る。「研修、ワークショップ、伴走 支援その他の役務の実施結 果、及び個社PoCにおける技術 的・事業的成果の実現の有無 は、契約不適合の対象としな い。」</p>		
132	Ⅱ.契約書	P.15	契約書(案)第 22 条第 2 項	<p>第22条第2項では、契約不適合 に関する履行の追完の請求 は、不適合を知った時から1年 以内に通知することを要すると されています。起算点が「知っ た時」とされているため、乙が責 任を負う期間の終わりが定まりま せん。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正 いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第2項の期間を「第13条第1項の</p>	ご提示いただいた契約書(案) の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				検査に合格した日から1年以内に通知したもの」に限る。		
133	Ⅱ.契約書	P.15	契約書(案)第 23 条	<p>第23条では、甲は、履行の追完、違約金の徴収、解除をしてもなお損害がある場合に損害賠償を請求できるとされていますが、賠償額の上限が定められていません。本事業は多数の参加企業を対象とする業務を含むため、上限がないと、想定を超える賠償のリスクを経費として見積もることができません。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第23条に次の項を追加する。</p> <p>「3乙が本契約に関して甲に対して負う損害賠償の総額は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、委託金額を上限とする。」</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日
134	Ⅱ.契約書	P.15	契約書(案)第 23 条	<p>第23条では、甲が乙に請求できる損害賠償について、賠償の対</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>象となる損害の範囲が定められていません。間接的な損害や逸失利益まで含まれると、賠償のリスクを経費として見積もることができません。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第23条に次の項を追加する。</p> <p>「4乙は、乙の責めに帰すべき事由により甲に直接かつ現実に生じた通常の損害に限り賠償するものとし、逸失利益その他の間接損害は含まない。」</p>		日
135	Ⅱ.契約書	P.15	契約書(案)第 23 条第 2 項	<p>第23条第2項では、契約不適合を理由とする損害賠償の請求は、不適合を知った時から1年以内に通知することを要するとされています。起算点が「知った時」とされているため、乙が責任を負う期間の終わりが定まりません。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第2項の期間を、第22条第2項に関する修正案と同様に「第13条第1項の検査に合格した日から1年以内」とする。</p>		
136	Ⅱ.契約書	P.15	契約書(案)第 25 条第 3 項	<p>第25条第3項では、本契約に関する情報を「甲の許可なく当機構外で複製してはならない」とされています。乙は自社の事業所及び自社が管理するクラウド環境で業務を行う予定です。</p> <p>業務の遂行に必要な複製(作業用端末やクラウドへの保存、バックアップ等)は、第2項の「情報セキュリティを確保するための体制等」について甲の了承を得ることで、包括的に許可されたものとして扱うとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
137	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 25 条第 7 項	<p>第25条第7項では、乙は「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとし</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>情報セキュリティ対策を講じなければならないとされています。</p> <p>この対策は、乙の全社的な体制の整備を求めるものではなく、本業務で取り扱う情報とその取扱環境について、仕様書「12. 情報管理体制」の各項目を中心に講じればよいとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>ます。</p>	
138	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 25 条第 7 項	<p>第25条第7項では、乙は「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく情報セキュリティ対策を講じなければならないとされています。</p> <p>乙がISMS (ISO/IEC 27001) 認証等を取得している場合、その管理策で対応できる部分は既存の管理策を活用してよいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
139	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 25 条第 9 項	<p>第25条第9項では、全ての従事者の所属・専門性・実績・国籍を提示し、従事者を変更する場合は事前に再提示することとさ</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日

				<p>れています。</p> <p>一方、仕様書「12.情報管理体制」では、従事者の所属等は「IPAから求めがあった場合」に「確認に必要な範囲において」提出することとされています。どちらの運用になるのかを教えてください。</p>		
140	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 25 条第 9 項	<p>第25条第9項では、全ての従事者の所属・専門性・実績・国籍を提示し、従事者を変更する場合は事前に再提示することとされています。</p> <p>国籍の提示を求める目的を教えてください。あわせて、外国籍の従事者が本業務に従事することは妨げられないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
141	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 25 条第 8 項	<p>第25条第8項では、乙は甲が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れることとされています。</p> <p>想定している実施頻度、方法</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。</p> <p>契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日

				(書面又は実地)及び監査対応に要する費用の負担の考え方を教えてください。		
142	Ⅱ.契約書	P.15	契約書(案)第 25 条第 3 項	<p>第25条第3項では、本契約に関する情報を「甲の許可なく当機構外で複製してはならない」とされています。乙は自社の事業所及び自社が管理するクラウド環境で業務を行う予定です。業務の遂行に必要な複製のたびに個別の許可が必要となると、業務の円滑な実施に支障が生じるおそれがあります。つきましては、以下のとおり修正いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第3項を次のとおりとする。「乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報について、第2項により甲の了承を得た情報セキュリティを確保するための体制等に定める場合を除き、甲の許可なく複製してはならない。」</p>	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

143	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 27 条	<p>第27条では、甲は、乙及び再委託先等の事務所等で、帳簿類、工数表、証憑、参加企業同意書、支援記録、ログ、電子データその他必要な物件を調査し、関係者に質問できるとされています。調査への協力に異存はありませんが、業務への影響を抑え、必要な記録を確実に整備するため、確認させてください。調査の対象は本契約に関する帳簿・証憑・記録等に限られ、乙の他の業務に関するものは含まれないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日
144	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 27 条	<p>第27条では、甲は、乙及び再委託先等の事務所等で、帳簿類、工数表、証憑、参加企業同意書、支援記録、ログ、電子データその他必要な物件を調査し、関係者に質問できるとされています。調査への協力に異存はありませんが、業務への影響を抑</p>	<p>契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。契約書(案)の記載のとおりとします。</p>	2026 年 10 月 29 日

				え、必要な記録を確実に整備するため、確認させてください。 実地調査を行う場合は、事前に日時と対象を通知いただけるでしょうか。		
145	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 27 条	第27条の見出しは「現地調査等及び証憑保存」ですが、証憑等の保存期間の定めがありません。 証憑等の保存期間と、保存が求められる書類・データ(工数表、ログ等)の範囲を教えてください。	契約書(案)の個別の条文解釈については回答いたしません。 契約書(案)の記載のとおりとします。	2026 年 10 月 29 日
146	Ⅱ.契約書	P.16	契約書(案)第 27 条第 1 項	第27条では、甲は、乙及び再委託先等の事務所等で、帳簿類、工数表、証憑、参加企業同意書、支援記録、ログ、電子データその他必要な物件を調査し、関係者に質問できるとされています。調査への協力に異存はありませんが、業務への影響を抑え、必要な記録を確実に整備するため、確認させてください。	ご提示いただいた契約書(案)の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日

				<p>つきましては、以下のとおり修正 いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第1項に次の文を追記する。「この 場合において、甲は、原則と して事前に乙に通知の上、本契 約に関する物件に限り調査を行 う。」</p>		
147	Ⅱ. 契約書	P.16	契約書(案)第 27 条	<p>第27条の見出しは「現地調査等 及び証憑保存」ですが、証憑等 の保存期間の定めがありません。 保存期間が明確でないと、 必要な記録を確実に保存でき ないおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり修正 いただけないでしょうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>第27条に、証憑等の保存期間 (例: 委託業務の完了の日の属 する年度の翌年度から5年間) を明記する。</p>	ご提示いただいた契約書(案) の変更は想定しておりません。	2026 年 10 月 29 日
148	Ⅳ. 評価項目一覧	P.62	2.2.3 分析及び後続工	<p>企業ごとの優先課題と地域共通 課題が一致しない場合、PoCテ</p>	<p>個社 PoC では、参加企業が主 体となり、自社の業務課題を起</p>	2026 年 10 月 29

			程への反映の優位性	ーマの選定や支援内容の調整では、何を重視することを想定していますか。	点としてPoC 対象テーマを具体化することを想定しています。 また、各企業の取組を横断的に分析し、複数企業又は地域内で共通化・再利用できる課題、機能、データ項目、運用ルール等を整理し、地域プラットフォーム構想につなげることとしています。 PoC の目的及び到達目標については、仕様書に記載のとおり、参加企業及び IPA の合意を得た上で PoC を開始してください。	日
149	V. 評価手順書	P.63	5.3.2 地域プラットフォーム構想の優位性	事業終了時点で、運営主体候補の参画意向や費用負担について、どの程度の確認・合意が得られた構想を期待していますか。	地域プラットフォーム構想については、PoC 等から得られた成果及び知見を踏まえ、関係機関の役割、ガバナンス及び運営体制、持続的な運営に向けたビジネスモデル、次段階の実証及び実装に向けたロードマップ等を整理してください。	2026 年 10 月 29 日

					事業期間内に、将来の運営主体の正式決定や、関係機関の参画又は費用負担について合意を得ることまでを一律に求めるものではありません。	
150	Ⅲ. 仕様書	P.53	8.3.2 プロトタイプ開発及び PoC 支援	<p>個社の進捗、課題をIPA側も含め関係者が同じサービス（backlogなど）で確認できる必要があると考えています。</p> <p>e.g.1: 個社の進捗や課題は個社と弊社だけ見れる</p> <p>e.g.2: 個社の進捗や課題は個社と弊社、IPAも見れる</p> <p>IPAの報告はe.g.1,e.g.2を元に報告となるでしょうか？</p> <p>その際の報告は隔週、毎月など想定ございますか？</p>	<p>参加企業ごとの支援状況については、仕様書に記載のとおり、IPA が随時確認できる状態としてください。確認方法について、Backlog 等の特定のサービスの使用を指定するものではありません。</p> <p>また、進捗、課題及びリスク管理の状況については月次で IPA に報告してください。定例会議の開催頻度及び方法は、仕様書では定めていません。</p> <p>なお、重要な課題、スケジュール遅延又は事業遂行に影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合には、月次報告を待たず速やかに IPA へ報告してく</p>	2026 年 10 月 29 日

					ださい。	
151	Ⅲ.仕様書	P.54	8.3.4 成果報告会の企画及び実施	<p>成果報告会は3地域であれば現地の会場(QA回答より、IPA、地域関係者による確保)で開催するという認識で、遠方の場合は経費として計上するという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>成果報告会の会場については、既存 Q&A No.13 のとおり、IPA 及び地域の関係機関による確保を基本として調整する想定です。なお、成果報告会を 3 地域それぞれで現地開催することを一律に定めているものではありません。</p> <p>本業務の実施に直接必要となる出張の旅費(交通費及び宿泊費)の取扱いについては、既存 Q&A No.36 のとおりです。</p>	2026 年 10 月 29 日
152	Ⅲ.仕様書	P.57	13.知的財産権	<p>NO.18で回答をいただいておりますが、契約書記載の、別紙1実施計画書及び提案書、(契約書の解釈)第30条において、既存ノウハウ(乙知的財産権)の事前特定と除外リスト、リバースエンジニアリング、固有のプロンプト、第三者提供時の事前協議・秘密保持の義務付けなどの条</p>	<p>ご質問にある個別の条件の取扱いについては、契約書案及び公募条件に基づき判断します。</p>	2026 年 10 月 29 日

				件の協議は可能という理解でよろしいでしょうか？		
153	Ⅱ.契約書	P.15	第25条（秘密保持及び個人情報）	<p>記載の内容はIPA<->弊社間の契約であると理解しています。</p> <p>参加企業に対しても弊社<->参加企業に同等のセキュリティへの同意を書面で同意することは可能でしょうか？</p>	<p>受託者と参加企業との間で、本業務における秘密保持及び情報セキュリティ上の取扱いについて、書面による合意を行うことは可能です。なお、当該合意により、受託者が本契約及び仕様書に基づき IPA に対して負う秘密保持及び情報セキュリティ上の義務が免除又は軽減されるものではありません。</p>	2026 年 10 月 29 日